

平成 23 年 第 3 回

# 三重県議会定例会会議録

( 9 月 20 日 )  
( 第 2 号 )

第 2 号  
9 月 20 日



平成23年第3回

# 三重県議会定例会会議録

## 第2号

平成23年9月20日（火曜日）

---

### 議事日程（第2号）

平成23年9月20日（火）午前10時開議

- 第1 議案訂正の件
- 第2 県政に対する質問  
〔代表質問〕
- 第3 議案第1号から議案第21号まで並びに認定第1号から認定第4号まで  
〔質疑、委員会付託〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 議案訂正の件
- 日程第2 県政に対する質問
- 日程第3 議案第1号から議案第21号まで並びに認定第1号から認定第4号まで

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	51名				
1	番	下	野	幸	助
2	番	田	中	智	也
3	番	藤	根	正	典
4	番	小	島	智	子

5	番	彦	坂	公	之
6	番	栗	野	仁	博
7	番	石	田	成	生
8	番	大久保		孝	栄
9	番	東			豊
10	番	中	西		勇
11	番	濱	井	初	男
12	番	吉	川		新
13	番	長	田	隆	尚
14	番	津	村		衛
15	番	森	野	真	治
16	番	水	谷	正	美
17	番	杉	本	熊	野
18	番	中	村	欣一郎	
19	番	小	野	欽	市
20	番	小	林		聡
21	番	小	林	正	人
22	番	奥	野	英	介
23	番	中	川	康	洋
24	番	今	井	智	広
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	辻		三千	宣
28	番	笹	井	健	司
29	番	稻	垣	昭	義
30	番	北	川	裕	之
31	番	館		直	人
32	番	服	部	富	男

33	番	津田健児
34	番	中嶋年規
35	番	竹上真人
36	番	青木謙順
37	番	中森博文
38	番	前野和美
39	番	水谷隆
40	番	日沖正信
41	番	前田剛志
43	番	舟橋裕幸
44	番	三谷哲央
45	番	中村進一
46	番	岩田隆嘉
47	番	貝増吉郎
48	番	山本勝
49	番	永田正巳
50	番	山本教和
51	番	西場信行
52	番	中川正美
(42	番	欠番)

---

### 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 敏 一
書 記 (事務局次長)	神 戸 保 幸
書 記 (議事課長)	原 田 孝 夫
書 記 (企画法務課長)	野 口 幸 彦
書 記 (議事課副課長)	山 本 秀 典
書 記 (議事課主査)	竹之内 伸 幸

## 会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	安 田 敏 春
副 知 事	江 畑 賢 治
政 策 部 長	小 林 清 人
総 務 部 長	植 田 隆
防災危機管理部長	大 林 清
生活・文化部長	北 岡 寛 之
健康福祉部長	山 口 和 夫
環境森林部長	辰 己 清 和
農水商工部長	渡 邊 信一郎
県土整備部長	北 川 貴 志
政 策 部 理 事	梶 田 郁 郎
政策部東紀州対策局長	小 林 潔
政 策 部 理 事	藤 本 和 弘
健康福祉部理事	稲 垣 清 文
健康福祉部こども局長	太 田 栄 子
環境森林部理事	岡 本 道 和
農水商工部理事	山 川 進
農水商工部観光局長	長 野 守
県土整備部理事	廣 田 実
企 業 庁 長	東 地 隆 司
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山 本 浩 和

教育委員会委員長  
教 育 長

清 水 明  
真 伏 秀 樹

公安委員会委員  
警 察 本 部 長

谷 川 憲 三  
斉 藤 実

代表監査委員  
監査委員事務局長

植 田 十志夫  
長谷川 智 雄

人事委員会委員長  
人事委員会事務局長

飯 田 俊 司  
堀 木 稔 生

選挙管理委員会委員

落 合 隆

労働委員会事務局長

小 林 正 夫

---

午前10時0分開議

開 議

議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

知事から、会議規則第15条第2項の規定により、議案訂正の申し出がありましたので、お手元に配付いたしました。

次に、今期定例会に提出されました議案第6号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、9月14日までに受理いたしました請願8件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受け付け状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。以上で報告を終わります。

議案の訂正について

件 名 認定第4号 平成22年度三重県病院事業決算

訂正内容

事 項		訂正前	訂正後		
決算書 1ページ (1)収益 的収入及 び支出  収入の 欄	第1款 病院事 業収益の欄	当初予算額 の欄	17,026,330,000	17,933,192,000	
		補正予算額 の欄	708,648,000	15,058,000	
	第1項 医業収 益の欄	備考 の欄の うち仮 受消費税及び地方消費 税 の額	18,491,954	17,116,824	
		第2項 医業外 収益の欄	当初予算額 の欄	3,886,170,000	4,082,923,000
			補正予算額 の欄	84,626,000	23,011,000
		備考 の欄の うち仮 受消費税及び地方消費 税 の額	3,266,340	3,296,325	
決算書 1ページ (1)収益 的収入及 び支出  支出の 欄	第1款 病院事 業費用の欄	当初予算額 の欄	18,994,493,000	19,380,990,000	
		補正予算額 の欄	77,642,000	458,607,000	
	第1項 医業費 用の欄	当初予算額 の欄	17,895,386,000	18,382,879,000	
		補正予算額 の欄	78,262,000	456,216,000	
		備考 の欄の うち仮 払消費税及び地方消費 税 の額	227,546,493	226,694,067	
		第2項 医業外 費用の欄	備考 の欄の うち仮 払消費税及び地方消費 税 の額	285,799	278,074

訂正理由

記載誤りによる。

---

人 委 第 140 号

平成23年9月15日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条の規定による条例に対する意見について

平成23年9月14日付け三議第113号でお尋ねのありました次の議案に対する  
本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第6号 副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

別 紙

副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対  
する人事委員会の意見

副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案は、公立学校の  
管理職員に係る給与の減額措置を拡大し、減額期間を延長する改正を行うもの  
です。

この措置は、地方公務員法に規定する給与決定の原則とは異なるものであり、  
誠に残念であります。しかしながら、東日本大震災に係る復興支援、被害を受  
けた県内産業への支援、緊急に取り組むべき防災対策等の課題に対応するため、

本県の厳しい財政状況を勘案し、任命権者の判断により、特例的な措置としてやむを得ず実施されるものと理解します。今回の措置ができる限り早期に解消されることを望みます。

請 願 文 書 表

( 新 規 分 )

生活文化環境森林常任委員会関係

受理番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 3	<p>( 件 名 ) 東日本大震災の復興と森林・林業の再生に向けた「森林整備加速化・林業再生事業」の拡充延長を国に要請すること及び県産材利用拡大のための木造住宅補助制度の創設を求めることについて</p> <p>( 要 旨 ) 東日本大震災の復興に向けて全国規模での支援を進めるとともに、森林・林業を再生するため、森林整備の加速化や林業再生のために造成されている基金の拡充延長を平成23年度第三次補正予算で措置されるよう、国に要請することを求め、請願する。 また、「三重の木」の利用拡大を図るためには、建築主が「三重の木」を使ったときに有利になる直接的な支援制度が必要であるので、「三重の木」を使った木造住宅補助制度の創設を求め、請願する。</p> <p>( 理 由 ) ( 東日本大震災の復興と森林・林業の再生に向けた「森林整備加速化・林業再生事業」の拡充延長について ) 東日本大震災では、沿岸部の合板工場をはじめとする木材加工施設や海岸林に甚大な被害が発生し、被災した住宅や公共施設の復旧に必要な木材の供給など今後の本格的な復興に向け全国規模での支援を進めていくことが必要になっている。また、森林・林業の再生に向けた国内対策も急務となっている。 このため、平成21年度補正予算により措置した</p>	<p>津市桜橋 1 丁目 104 番地 林業会館 2 階 社団法人三重県森林協会 会長 尾上 武義 ほか 2 名</p> <p>( 紹介議員 ) 中 森 博 文 今 井 智 広 大久保 孝 栄 東 豊 服 部 富 男</p>	23年 3 回

	<p>3年間の基金事業である「森林整備加速化・林業再生事業」を第三次補正予算で拡充延長し、川上から川下までが一体となった取組支援を引き続き措置されるよう国に要請していただくことを要望する。</p> <p>（「三重の木」を使った木造住宅補助制度の創設について）</p> <p>三重県の森林は、その6割を占める人工林が資源として利用可能な時期を迎えつつあり、森林・林業の再生を進めるためには、木材の供給体制を整備するのみならず、木材の利用を拡大することが不可欠である。</p> <p>中でも地域認証材「三重の木」の利用拡大に向けては、「三重の木」の主要な需要者である地域の工務店等のニーズに対応した製品の供給体制を整備するとともに、消費者が乾燥度合いなど木材の品質や産地の情報を知った上で、安心して納得のいく住宅を取得できるようにしていくことが必要である。</p> <p>このため、木材業界が地域の工務店等とともに「三重の木」の良さを活かした家づくりに取り組めるよう木造住宅補助制度を創設していただくよう要望する。</p>		
--	---	--	--

健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 4	<p>（件名） 通所サービス利用促進事業の制度存続を求めることについて</p> <p>（要旨） 日中の活動の場へ自力で通所することが困難な障がい者の通所の支援を継続して行う事を目的として通所サービス等利用促進事業の制度存続を請願する。</p> <p>（理由） 「通所サービス利用促進事業」は障害者自立支援対策臨時特例交付金の1つとして平成19年度から実施されており、平成24年3月をもって終了する予定となっている。この事業は、利用者が障害</p>	<p>四日市市川島町1026 - 1 社会福祉法人四季の里 理事長 福原 豊和 ほか10,778名</p> <p>（紹介議員） 日 沖 正 信 森 野 真 治 中 川 康 洋 小 林 正 人 中 森 博 文 東 西 豊 勇</p>	23年3回

<p>福祉サービスを利用するための通所の際の移動の費用として、片道540円の補助を行っていただく制度である。</p> <p>車などの運転はおろか、自力で公共交通機関の利用さえできない方が多く、各福祉事業所がその補助金を原資にバスや乗用車を手配し送迎サービスを実施してきた。</p> <p>「日中の活動場所に通所する」ことは、障がいをもつ方々の社会参加にもつながり、その先に就職をふくめた社会の経済活動にも参画できる機会にもなりえる。</p> <p>多くの障がい者が、社会参加することで、障がいを持たない方々にも、自然に理解が広がり、加えてその家族も生活環境が安定し、多くの県民が安心して生活できる状況となる事が期待できる。</p> <p>県内の障害福祉サービス事業所は、必ずしも利便性の高い場所に立地しているとは限らない。むしろ諸般の事情により交通の便の悪い場所に立地する傾向にある。</p> <p>逆に、山間部や過疎地域に在住の多くの障がいを持つ方々に対して、送迎サービスを行うことで日中の居場所を確保し社会参加の機会を保證する事を実現してきた。</p> <p>家族がその事業所まで送迎する通所の方法も一部の家庭では可能だが、実際には長く続かない例が多く、障がい者もいつまでも家族に頼るわけにはいかないというのが現状である。</p> <p>この通所サービス利用促進事業は、本人の自立から社会参加そして、家族・県民の障がい者理解まで影響を与える事業と考える。</p> <p>以上のことを踏まえて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 三重県として次年度以降の継続をお願いする。</li> <li>2) 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業（通所サービス等利用促進事業）について、平成24年度以降も継続することを求める意見書を国の関係機関に提出いただくようお願い申し上げます。</li> </ol>	<p>竹 上 真 人  大久保 孝 栄  永 田 正 巳  服 部 富 男  舟 橋 裕 幸</p>	
--	--	--

<p style="text-align: center;">請 5</p>	<p>(件名) 公衆浴場施設設備の整備に伴う助成を求めることについて</p> <p>(要旨) 地域住民の健康増進等に重要な役割を担っている民間の普通公衆浴場(以下、公衆浴場という。)が減少の一途をたどっていることから(この5年間で40件減少し、現在47件しか残っていない。)公衆浴場に対し、助成金交付等の必要な対策を実施して下さるよう請願申し上げる。</p> <p>(理由) 公衆浴場は、清潔維持や疲労回復はもとより地域社会におけるコミュニティの柱として重要な役割を担っている。 国民健康保険中央会の研究では「温泉を活用した健康増進策を行なっている市町では、老人医療費が着実に減少している」と報告されており、その研究報告の健康づくりのノウハウのほとんどは、温泉地域に限らず、公衆浴場でも応用できることが分っている。また、公衆浴場の多くは、町中にあることから、歩いて通う高齢者が多く、高齢者の運動の機会確保、あるいは幅広い年齢層の人とのつながりの場、憩いの場として大きな役割を担っているところであり、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」において、公衆浴場は、「住民の健康の増進等に重要な役割を担っている」と位置づけられている(同法第4条)。  さらに、三重県は東海地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されているが、東日本大震災の教訓から、公衆浴場が、地震等の災害時の避難民の入浴施設の確保に大きな役割を果たすことも明らかである。  このように、公衆浴場は地域住民の福祉の向上に大きな役割を果たしている。 現在、公衆浴場の経営は、各家庭でのお風呂の普及、重労働等による後継者不足、スーパー銭湯等の大企業の参入など、大変厳しい環境にある。また、平成20年7月に入浴料金を値上げしたが、長引く不景気、利用者に年金生活者が多いことから、これ以上の値上げは困難な状況にある。このような状況の中で、老朽化により釜等の設備</p>	<p>津市大倉 13-19 アコギビル3階 三重県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長 田中 茂毅</p> <p>(紹介議員) 中 森 博 文 中 川 康 洋 東 久 保 孝 豊 中 西 勇 服 部 富 男</p>	<p style="text-align: center;">23年3回</p>
--	---	--	--

	<p>が破損した場合、修繕しない限り営業を続けるのは困難であり、修繕するにも膨大な費用がかかり、経営を継続する意欲が衰退し、廃業につながっている。また、本来なら新しい設備に投資することによって顧客が増え、経営が成り立つところなのであるが、その設備投資するための資金も膨大で二の足を踏み、結局は設備投資ができず設備が老朽化するという悪循環になっている。そのため後継者不足も進み、地域の人に惜しまれながらも公衆浴場が減っていく現状にある。</p> <p>「都道府県別助成状況」によると、大部分の都道府県においても施設設備に対する助成が行われているばかりか、運営面においても大変優遇されている。</p> <p>自家風呂を持たない人々に入浴の機会を提供する銭湯、お年寄りが徒歩で通える場所にある銭湯、お風呂が故障したときなどに気軽に訪れることができる銭湯、銭湯は地域と密着し、健康保持はもちろん、精神的な安らぎを与える場として役割を担っている。</p> <p>より一層の高齢社会を迎えようとするなかで、町中に公衆浴場のない地域が広がっていくだけでなく、現状のままでは、三重県内の公衆浴場がほぼなくなるといえる日が訪れる。</p> <p>当組合員が経営する公衆浴場の窮状にご理解賜り、早急に必要な助成等の支援を実施していただくよう、当組合員の総意をもって請願するものである。</p>		
--	--	--	--

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 6	<p>(件名) 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めることについて</p> <p>(要旨) 義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう決議をいただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名</p>	23年3回

	<p>(理由)</p> <p>政府は、地域主権の確立にむけ、補助金のあり方を見直し「一括交付金」化をすすめている。義務教育費国庫負担金が検討の対象となっており、2010年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」には、「一括交付金化の対象外とする」と示されたが、今後も注視しなければならない。</p> <p>1950年、地方自治をすすめるという観点から義務教育費国庫負担制度は廃止、一般財源化された。その結果、児童一人あたりの教育費に約2倍の地域間格差が生じ、1953年に義務教育費国庫負担制度は復活した。しかし1985年以降、再び義務教育費国庫負担金の一般財源化がおしすすめられ、2006年には国庫負担率3分の1に縮減された。現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源のなかにくみこまれている。しかし、地方財政が年々厳しくなり、多くの自治体で予算措置されている教育費は、地方交付税で措置されている水準に達しておらず、地域間格差は約6倍に広がっている。</p> <p>義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障すると趣旨で確立されたものである。未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことであり、その時々々の地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められる。</p> <p>以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を強く切望するものである。</p>	<p>(紹介議員)</p> <p>稲垣昭義 藤田宜三 舟橋裕幸</p>	
<p>請 7</p>	<p>(件名)</p> <p>「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求めることについて</p> <p>(要旨)</p> <p>子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充をおこなうよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名</p> <p>(紹介議員)</p> <p>稲垣昭義</p>	<p>23年3回</p>

<p>(理由)</p> <p>2010年8月、文科省は10年ぶりに「小・中学校の少人数学級(35・30人学級)の推進」「公立高等学校等の教職員配置の改善」等が盛りこまれた「教職員定数改善計画」を策定、2011年度は小学校1年生の35人学級が実現した。学級編制基準の引き下げは30年ぶりであり、子どもと向きあう時間を大切にするため、加配定数の改善ではなく、基本となる教職員定数の改善がされたことは意義あることである。</p> <p>三重県では、2003年度からすでに小学校1年生の30人学級(下限25人)が実施されており、その後も小学校2年生の30人学級(下限25人)、中学校1年生の35人学級(下限25人)と他学年への弾力的運用等、拡充している。今年度は、国の政策と運動したことにより、少人数学級適用外だった部分が一部解消され、さらなる拡充につながっている。少人数学級が実施されている学校では、「子どもたちが活躍する場が増えて、ますます意欲的になった」「子どもの話をじっくり聞くことができる」等の保護者、教職員の声があり、大きな成果をあげている。</p> <p>4月15日に改正された「義務標準法」の附則には、今後の学級編制基準の順次改定、法整備等について、政府はこれらを検討し措置を講ずるとともに、必要な安定した財源の確保に努めることと盛りこまれている。文科省は、6月から「検討会議」を開催し具体的な検討をすすめており、2012年度概算要求に反映させるとしている。「検討会議」では、多くの委員から「まずは、継続的・計画的な35人学級の進行で小中全学年の制度化を」との意見があった。また、事務職員や養護教諭の増員、スクールカウンセラーの配置等、抜本的な定数改善を求める意見もあった。今後、高校も含めた「教職員定数改善計画」の着実な実施を求めていく必要がある。</p> <p>日本の教育機関に対する公財政支出の対GDP比は、OECD加盟国のなかで最低レベルの3.3%となっており、OECD平均4.8%には程遠い実態がある。山積する教育課題の解決をはかり、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切に教育をすすめるためには、教育予算の拡充が必要である。OECD平均以上となるよう、求めていかなければならない。</p>	<p>藤田 宜三 舟橋 裕幸</p>	
---	------------------------	--

	<p>以上のような理由から、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充を強く切望するものである。</p>		
請 8	<p>(件名) 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度が拡充するように決議いただき、現行の奨学金制度等の県の事業の拡充とともに、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 経済・雇用情勢の悪化は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えている。文科省は2010年6月に公表した「平成21年度版文部科学白書」のなかで、「経済格差が教育格差につながっている」と分析し、「日本は家計の教育費負担が大きく公的支出が少ない」「教育分野に公的支出を増やすべきだ」としている。「白書」によると、日本は教育支出における私費負担率はOECD加盟国のなかで非常に高く、とくに就学前教育段階が56.6%、高等教育段階は67.8%であり、OECD平均(就学前教育段階19.3%、高等教育段階27.4%)を大きく上回っている。また、子どもの貧困はますます深刻化しており、日本の子どもの貧困率は15.7%ということがあきらかになっている(2011年7月 厚労省発表)。</p> <p>このようななか、国・県においては「学びたくても学べない」「働きたくても働けない」という状況を改善すべく施策として、「高校無償化」「奨学金制度の改善」「就労支援の充実」等がすすめられ、一定の成果がある。</p> <p>しかし、保護者の負担が十分軽減されたわけではない。県内の奨学金の貸与者は、1,527人となっており、昨年度と同時期より66人増加している。また、授業料は無償となったものの入学金・教材費等の保護者負担が多いこと、就学援助の受給者が増加し、中途退学、進学を断念せざるを得ない子どもの増加等の課題がある。また、国においては2011年度文科省概算要求に「給付型奨学金の創設」が盛りこまれたが、政府予算案には盛りこまれず、課題となっている。</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 稲垣 昭 義 今井 智 広 東 豊 大久保 孝 栄 藤 田 宜 三</p>	23年3回

	<p>以上のような理由から、すべての子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、保護者負担の軽減と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものである。</p>		
請 9	<p>(件名) 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求めることについて</p> <p>(要旨) 子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策をおこなうよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 政府の調査では、三重県に最も大きな影響を与える東南海・南海地震が今後30年以内に発生する確率は、60%～70%ということがあきらかになっている(2010年1月1日現在)。東海地震はいつ発生してもおかしくない状況であり、3つの地震が連動して発生した時の地震規模は、マグニチュード8.7以上になると予測されている。このような状況のなか、「東海地震にかかる地震防災対策強化地域」に県内10市町が、「東南海・南海地域防災対策推進地域」に県内全域が指定されている。</p> <p>三重県では学校の耐震化が着実にすすめられており、2011年4月現在の耐震化率は、特別支援学校は100%、高校は96.6%、小中学校は95.2%となっている。</p> <p>政府は、防災対策の見直しをすすめており、「地震防災対策特別措置法」「公立学校施設整備基本方針」等の改正をおこない、2015年までの5年間でできるだけ早い時期に公立学校の耐震化を完了させるという目標が盛りこまれた。</p> <p>学校は、子どもたちをはじめ多くの地域住民が活動する場であり、地域の拠点である。災害時には避難場所となる等、重要な役割を担っている。その安全確保は極めて重要であり、早急に耐震化率が100%となるよう求めていく必要がある。また、学校・家庭・地域が連携して災害から子どもを守る必要があり、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務である。</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 稲垣 昭 義 今井 智 広 東 豊 大久保 孝 栄 藤 田 宜 三</p>	23年3回

	<p>近年、交通事故、不審者による声かけやつきまとい等、子どもたちが被害者となる事故や事件があとをたない。三重県は「子ども安全・安心サポート緊急雇用創出事業」「防犯教育実践事業」等を実施しており、学校ではこれらの事業を活用し、保護者、地域の人々が連携を強め、集会の開催、通学路の安全確保等、さまざまにとり組みがすすめられている。</p> <p>子どもたちの安全・安心の確保にむけ、学校内外で子どもの命や安全をどう守るか、総合的な学校安全対策を充実させなければならない。</p> <p>以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策の充実をすすめることを強く切望するものである。</p>		
<p>請 10</p>	<p>(件名) 三重県立豊学校独自の寄宿舎存続を求めるところについて</p> <p>(要旨) 寄宿舎統合計画を見直していただき、今まで通り子ども達が安定した生活を送れるよう、現在ある豊学校独自の寄宿舎の存続をお願いします。</p> <p>(理由) 現在の豊学校寄宿舎では、子ども達同士や指導員さんと子ども達との間で、そのコミュニケーション手段に手話や指文字を使っている。</p> <p>しかし、今回の豊学校寄宿舎と他の特別支援学校寄宿舎との統合計画がもし実施された場合、豊学校の子も達と他のしょうがいを持つ子ども達とのコミュニケーションは難しく、共同生活をスムーズに送ることができるのか不安である。</p> <p>聞こえない子ども達が、聞こえる子ども達と共に生活をした場合、そのコミュニケーション方法の違いなどから、聞こえない子ども達の心の中には大きな疎外感や不安感が生じる可能性がある。特に、多感な時期にある子ども達にとってはなおさらである。それにより、今、豊学校寄宿舎で安定した生活を送っている子ども達も日常生活や学校生活の様々な面で問題が生じてくるであろうことは明らかだろうと考える。</p> <p>よって、私たち、豊学校保護者は、豊学校寄宿舎と他の特別支援学校寄宿舎を統合する特別支援</p>	<p>松阪市五主町1317-16 三重県豊学校PTA 会長 林 初美 ほか322名</p> <p>(紹介議員) 中 川 康 洋 中 森 博 文 今 井 智 広 東 豊 勇 中 西 勇 大久保 孝 栄 服 部 富 男</p>	<p>23年3回</p>

## 議 案 の 訂 正

議長（山本教和） 日程第1、議案訂正の件を議題といたします。

去る9月14日、知事から提出されました認定第4号平成22年度三重県病院事業決算について、9月15日付をもって訂正したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。認定第4号の訂正については、会議規則第15条第1項の規定により、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決定いたしました。

## 代 表 質 問

議長（山本教和） 日程第2、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。44番 三谷哲央議員。

〔44番 三谷哲央議員登壇・拍手〕

44番（三谷哲央） 新政みえ、桑名市・桑名郡選出の三谷哲央でございます。新政みえを代表して、質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前に、今回の台風12号、お亡くなりになられた方の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様方にお見舞いを申し上げたいと思います。また、一日も早い復旧、復興、私どもも全力でお手伝いをさせていただき、そのことを改めてお誓い申し上げます。そして、今も雨が降っております。台風の到来、大変心配しておりますが、現在、この時点におきましても現地で、ボランティアなど、復旧、復興に向けて大変な御努力をされている皆様方に心から敬意を表したいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

8月30日夜から降り始めました雨は、9月1日から5日にかけて県下全域に長時間にわたり降り注ぎ、とりわけ、紀勢、東紀州を中心に記録的な豪雨となり、各地に深刻な被害をもたらしました。

総降水量は、大台町宮川で1620.5ミリ、御浜町で1065.5ミリを観測したのはじめ、24時間雨量では各地で観測史上最大を記録したと、そのように報じられておるところでございます。

9月14日の全員協議会で台風12号による被害と対応状況について知事のほうからも御報告をいただいておりますが、状況は御案内のとおり、刻一刻と変化をしてきております。現在、今日のこの時点におきまして、本県の被害状況並びにそれに対します対応状況について、まず、御報告をいただきたいと思っております。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 御質問いただきました台風12号の最新の被害状況と対応状況について御報告させていただきます。

本日8時現在における県内被害の概況でございます。

まず、人的被害につきましては、御浜町で1名、紀宝町で1名の方がお亡くなりになられたほか、依然として1名の方の行方が不明となっております。

住家被害につきましては、現在調査中の地域もございますが、現時点では全壊が34棟、半壊4棟、一部損壊43棟、床上浸水1065棟、床下浸水638棟となっております。また、鋭意調査を進めている紀宝町の家屋浸水被害につきましては、19日19時の段階で、床上浸水954世帯、床下浸水160世帯となっております。

ライフライン関連では、ピーク時には県内全体で1万6595戸が断水、3万5860戸が停電していましたが、断水については9月16日、停電については17日にすべて復旧いたしました。

こうした中、今もなお、熊野市で72名、紀宝町で150名の方が自主避難されておられます。

そのほか、公共土木施設では、三重県全体で916カ所、約195億円、山地災

害は119カ所、約98億円、林道施設被害は907カ所、約36億円、農地被害は927カ所、約29億円となっているほか、ミカン、水稲、大豆などの農産物被害や養殖魚のへい死など、水産業にも大きな被害が発生しております。

県としましては、関係機関と連携し、2次災害の防止、一日も早い現地の復旧作業、あわせて行方不明の方の捜索を進めてまいります。また、市町においては、住民の方々の不安を払拭するため、昼夜を問わず復旧に向けた取組を行っていただいております。職員派遣など、市町のニーズに応じた支援や、被災地支援のボランティア活動を応援するなど、全面的な支援を行ってまいります。

また、県議会の皆様からも今後とるべき所要の措置について御提言をいただきましたので、その内容も含め、災害復旧費など、迅速に対応すべきものについては早急に精査し、今議会において追加的に提案させていただきたいと考えております。

また、三谷議員からもございました台風15号の関連ですが、本日夜には1時間に50ミリの非常に激しい雨を見込んでおります。明日は、雨はさらに強まり、台風15号が最も接近する昼前から昼過ぎにかけては1時間に80ミリ以上の猛烈な雨の可能性があります。引き続き、2次災害の防止に全力を挙げつつ、市町と連携して、避難情報提供など、しっかりと対応を行ってまいりたいと考えております。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） 今後の対応として、激甚災害の指定が異例のスピードでめどがついてきました。そして、恐らく一つには、国と、それから本県三重県、和歌山県、奈良県、この3県の連携、これをもとに広域の対策、そして、それぞれ地域個別の対策がいかに効果的に講じられてくるかと、これが一つの課題になってくるだろうと、こう思います。

二つ目には、新聞等で報じられていますとおり、災害廃棄物、瓦れき処理、この問題が大きく浮上してくる、このことも間違いはないと思います。

そして、三つ目には、この地域が御案内のとおり、過疎、高齢化が非常に

進んだ地区でございまして、この点を十二分に考慮した、配慮した復旧、復興を考えていかなければいけない。

恐らくこの三つぐらいの点が今後の対策として非常に重要なポイントだろうと、こう思っております。

知事はさきの全員協議会で、明日21日にも国のほうに出向いて、当面の応急の対策と中長期の対策、これを二段構えで提言を行うと、そのようなお話をされました。21日、明日のことでございますから、当然、国への提言等、その中身はもう精査され、でき上がっているのではないかと、このように思っておりますが、どのような提言をなされるおつもりか教えていただきたいと、そのように思います。

知事（鈴木英敬） 先ほど御説明いたしましたとおり、県内において大きな被害が発生しておりますことから、国に対して緊急提言を行う予定です。

なお、明日、私自身が参ってと思っておったんですけども、先ほど申し上げました台風15号の接近の関係がございます。一方で国会の状況などもございますので、明日は江畑副知事に提言に行っていたと予定しております。

内容につきましては、先般の全員協議会で申し上げましたとおり、応急対策と中長期対策に分けて整理をしております。

応急対策については、道路や河川などの公共土木施設、農地、農業用施設等に係る災害復旧等への支援など、18項目を考えております。その中には、先ほど議員御指摘の災害廃棄物、これについては、通常ですと補助が50%、交付税措置が40%、10%が市町の負担となっているんですが、東日本大震災において95%補助で5%交付税措置というような措置をとっていただきましたので、それと同様の廃棄物処理の費用についても措置をとっていただきたいというものも含めております。

そういうような形で、現場を持つ地方の声を十分に聞いていただき、国の第3次補正予算などにしっかり反映していただくことを強く望んでいきたいと思っております。

また、中長期対策としましては、被害の大きい地域では高齢化率が高く、

条件的にも不利な地域が多いことから、単なる復旧にとどまらず、農業の産地復興に向けた施策の充実や、水害、津波など、大災害に備えた、紀伊半島の新たな命の道となる紀勢自動車道などの幹線道路網整備の強力な推進など、7項目を考えております。その中には、東日本大震災でも適用されました合併特例債の延長などについても項目として入れております。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） ありがとうございます。ぜひ国のほうにも力強く提言をしていただきたい、そのようにお願いをするところでございます。

平成16年に災害危機管理について一度質問をさせていただいております。大きな危機ですとか災害に直面したときの県の考え方、これを改めてお伺いしたいと、こう思っておるんですが、平成16年の質問の内容は、例の9・11、ニューヨーク、今年ちょうど、9・11から10年目、節目の年を迎えるわけではありますが、私が9・11のあの事件が起きた前年にニューヨークに行っております。それから、3年後、再びニューヨークに行く機会がありまして、世界貿易センタービル、あの巨大なビルが姿形もなくなって、グラウンド・ゼロ、本当に大きな空間に変わり果てていた、そのことに大きな衝撃を受けたのを今でも覚えておるわけですが、その3年後、なぜ、ニューヨーク、アメリカに行ったかといいますと、当時、危機管理について少し勉強したい、そのような思いで行ったわけであります。

ワシントンのFEMA（フィーマ）、フェデラル・エマージェンシー・マネジメント・エージェンシー、連邦危機管理局、こちらのほうにお邪魔をいたしました。このFEMAというのは9・11の教訓を受けてアメリカ政府が新たにつくった部署でございますが、ここで9・11以降、大きな危機に直面したときどのように対応するのか、将来起こり得るであろう、そういう危機に対してどう行動していくのか、こういうことの調査研究、また、ある意味では実践をしている、そういう機関でございます。

そこでいろんなお話を伺ったんですが、そのとき思ったのは、日本とアメリカの考え方は相当大きく違うなという思いでありました。

一番大きく違うところは、大きな危機や災害に直面したとき、また、起きたときに、日本では、災害はあってはならないもの、起きたときには、もう二度とこういう災害は起こしませんという、こういう約束をして対策を考えるわけであります。

しかしながら、F E M Aでは、災害というのはまた起きるんだと、この起きるということを前提に、もし起きるとすれば、その起きる可能性をできるだけ小さくしていく、また、起きたときはその被害をできるだけ小さくしていく、そのような考え方で、常に災害というのは起きるという前提ですべての対策を考えている、これがとりわけ9・11以降のアメリカの考え方の特徴であります。

平成16年の定例会のときに、この考え方について県はどういうふうにかえるか、また、県の危機管理についてどう考えていますかという質問をしましたら、当時の高杉防災危機管理局局長はこう言っているんですね。昨年度のトータルマネジメントシステムの検討の中で、危機管理の仕組み、体制の強化について検討を重ねてきた、その検討を踏まえ、「知る」、「備える」、「行動する」、これをキーワードに、県政のマネジメントベースのシステムとして全庁的に危機管理に取り組むこととしたと、こうおっしゃっております。

その上で、そうした話の上で、「知る」とは、危機が発生する可能性を事前に察知し、危機意識を職員一人ひとりが磨いていくことだ、「備える」とは、危機の兆候を察知して適切な対応をとることにより、危機の発生を未然に防止すること、そして、「行動する」ということは、危機が発生した場合、迅速かつ的確に対応することにより、危機の拡大抑制を図ることである、こういうふうの説明をされたわけです。

これは、災害が起きるという認識のもとに危機管理を三重県も考えられているんだと、そんな思いがしたところですが、果たして今回、台風12号、「知る」、「備える」、「行動する」、このキーワードに従った、適切な、的確な災害対策、対応がとられたのかどうか、私は少し疑問に思っておるわ

けですが、改めて、知事の危機管理の基本的な考え方、これについてお伺いをしたいと思います。

知事（鈴木英敬） 危機管理に対する考え方ということではありますが、先ほど議員御指摘がありましたように、F E M A、アメリカ合衆国では、連邦政府の中で分散していた災害関連部局を一元化すると、相次いだ災害を契機にそういうふうにして、F E M Aという組織ができました。

そして、三重県では、危機管理体制ということでは、平成10年度に総合企画局に専任の危機管理担当を配置し、さらに、平成16年度には、東海地震や東南海・南海地震などの大規模地震等による広域災害に備えるとともに、多様な危機に総合的に対応するため、防災危機管理局、現在部でありますけれども、を設置し全庁横断的な危機事案に対応してまいりました。

近年では、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ、東日本大震災、今般の台風12号による災害など、想像を超える様々な危機事案が発生をしております。

先ほど議員からもありましたように、私も危機管理というものについては、準備、それから、発生したとき、そして減災、そして復旧という四つのフェーズに分けることができると思います。

中でも減災というのは、事前のものと発生後と、両方二つに分けることができますが、事前ということでは、先般の6月において補正予算でも計上させていただいた地域減災補助金などを活用して、事前の減災ということについては対応を進めているところであります。

あと、危機事案が発生したときということについては、今回の東日本大震災で陸上幕僚長がおっしゃっておられたのは、全隊員の方向性を一致させること、これがまず大切と。それから、石巻赤十字病院の院長がおっしゃっていたのは、活動の自治、現場現場でしっかりとやるということ。それから、東京消防庁の、あの水を原発にかけたところ、そこの部長がおっしゃっていたのは、情報共有の徹底と。発生した場合にはこの三つが大切であるというふうに、私もいろいろお聞きをして思っておりまして、そして、翻って、先

ほど議員から御指摘があった今回の台風12号については、情報共有の徹底という部分について、市町との連携の中で情報収集がおくれた点があったことは、これは否めないというふうに思っておりますので、今回そのような点があったことをしっかりと課題としてとらえて、今後検証して、危機管理体制の整備に進めてまいりたいというふうに思っています。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） いろいろ課題があるというお話でございました。

ちょうど今から14年ぐらい前に、同じ相野谷川流域で大きな被害が起きました。その被害を受けて、同年、相野谷川総合的浸水対策検討委員会が設置され、ソフト、ハード、両面に対策が提案され、輪中堤の建設ということにもつながってきたのではないかと、こう思います。しかし、その相野谷川で今回も大きな被害が出ております。

会議録を見ていると、平成9年第3回定例会で、当時の地元の萩野議員がこの問題を取り上げています。

彼は、平成7年、私と同じ当選組でございました。平成9年というとまだ初々しいころだと思んですが、余り彼が初々しいという印象はないんですが、この萩野議員はこう言っているんですね。相野谷川よりも本流の熊野川のほうが水位が高くなってしまったと。熊野川の水量、水位が低ければ、どんどん流れていくわけですからそのような被害が起こらない。水位を上げる原因の一つがダムの放流なんですと。毎秒1万1000トンも放流すると、しかも、9時間、熊野川のほうが水位が高くなるような状況があって、あのような被害が起こったと。台風が来るのはわかっているわけですから、予備的に放流するなり、下流の住民に配慮した放流の仕方を電源に考えていただきたい、要望してもらいたい、こういうふうに言っています。

これに対して当時の白井土木部長は、北山川の池原ダムと十津川の風屋ダムは容量が大きいので水調整が可能であり、今回1億1000万トン程度の対応をしたと思うが、指定区間の河川管理者として建設省なり電源開発にさらなる検討をお願いしたいと思っていると、こういうふうに答弁をしています。

私も、今回のことも含めて、電源開発株式会社、J - P O W E Rが、もう少し弾力的といいますか、柔軟なダム管理の運用をしていれば、今回でも被害の軽減につながったのではないかと、そう考えておりますが、平成9年、白井土木部長が建設省なり電源開発にさらなる検討をお願いしたいと答弁をしてからもう既に14年たっておりますが、どのようなお願いをされてきたのか、その結果、現在どうなっているのか、そして、その教訓が今回の台風12号でどのように活かされたのか、お答えをいただきたいと思います。

知事（鈴木英敬） 平成9年の議会において、萩野議員からの質問に対しての答弁、その後の経過というものからまずお話をさせていただきますが、私も確認いたしました。平成9年10月に、電源開発、近畿地方整備局と協議をし、平成10年3月に、当時の建設省、和歌山県、奈良県、関西電力、電源開発とともに勉強会を設置し、協議をしました。そして、平成18年3月及び5月に、熊野川流域の河川整備基本方針の策定に当たり設けられた熊野川懇談会においても議論をいたしました。

しかしながら、放流という部分については、施設の改良が必要となる場合、あるいは、水位を下げた後に予測した雨が降らず、ダムの水位が回復しなかった場合には発電に支障が生じるおそれがあることから、あくまでも電力事業者の自主的な協力の範囲というふうにされてきました。

一方で、こうしたことから国のほうで、浸水被害が発生し、対応が急務であった相野谷川については、水門と輪中堤方式で対応する計画が立案されたという経緯になっております。

そして、一方で、今回の台風12号の関係でありますけれども、熊野川流域に、国土交通省、関西電力、J - P O W E Rが管理するのが11個、ダムがあって、J - P O W E Rは六つダムを管理しています。そのうち、三重県と和歌山県の県境部にあるのが二つあります。それを、発電用の利水のダムであるものの、そういう洪水の関係があるのでそういう調節をする役割を持つということは、洪水の被害低減にとって、我々も重要なことだというふうに考えております。

一方で、施設の改良であるとか、先ほど申し上げました水位が回復しなかった場合の発電への支障、特に今回、今、原子力の関係で電力が逼迫している状態でありますので、なかなかハードルは高いかもしれませんが、とはいえ、我々としてはそういう思いがあるということをしっかり伝えなきゃいけないと思っておりますので、J-POWERに対して協議のお願いをしっかりと、改めてしたいというふうに思っております。

なお、今回の台風15号、今接近している台風15号の関係では、昨日近畿地方整備局に対しまして、2次災害の防止の観点から3点、1点は相野谷川の安全対策の早期実施、それから、2点目がまさにこのダムのことを想定していますが、発電ダムの弾力的な運用を含めた緊急的な治水対策の実施、3点目は水防情報の的確な提供というのを緊急要請いたしまして、今、今回の台風15号に備えて対応しているところであります。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） ぜひ、J-POWERのほう、しっかり申し入れていただきたいと思えます。

先ほどの危機管理の三つのキーワードの中で、「知る」、「備える」、「行動する」という中で特に「備える」については、危機の兆候を察知して適切な対応をとることにより、危機の発生を未然に防止するということが大事なことです。ですから、この言葉どおりとすれば、例えば今回の台風12号も、時速は10キロぐらいで、自転車で走れば追い抜くぐらいの速度でこちらに来たわけですね。しかも、今、予報の技術と申しますか、そういうものも非常に精度が高くなってきて、どれぐらいの降雨量があるとか、そういうのはある程度事前にわかるんです。今回の台風15号でも相当詳しく、既に報道がされています。先ほど、予測と違って水が少なくなって発電に支障が出たような場合の云々というような話がありますが、そういう可能性というものは、十何年前とは比べものにならないぐらい、今、精度が上がってきている、そのように思っております。もう一度、知事のほうからJ-POWERに対して、ダムの運用の見直し、ぜひお願いをす

るという決意をもう一度お願いをしたいと思います。

知事（鈴木英敬） 議員御指摘のとおり、予報についても10年前とは比べものにならないほどに精緻化していることも考えまして、私のほうからしっかりJ - POWERのほうに申し入れをして、治水の対策について協議を図っていくということで進めていきたいと思います。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

野田新内閣の評価と基本方針ということでございます。

御案内のとおり、菅総理の退陣に伴います民主党の代表選挙が行われまして、野田佳彦新代表が選出をされ、去る9月2日、野田新内閣がスタートを切りました。

ちょうど代表選のときは、私どもは河南省友好提携の25周年で鄭州のほうにおりました。現地のメディアもそれなりに大きく取り上げておりまして、国際的な関心も高いんだと、そんな思いもしておりましたし、また、ホテルのほうでわざわざ載った新聞を部屋までお届けいただいたりして、サービスもしていただいたところでございますが、毎年日がわりメニューのように総理の顔が変わってきまして、国民もかなりうんざりをしているのではないかと。また、大震災の復旧、復興、少し腰を落ちつけて全力投球してほしい、そういう願いなのかはよくわかりませんが、今度こそはとの国民の期待のあらわれ、それもあると思います。内閣支持率が、マスコミ各社それぞれ、多少のばらつきはございますけれども、さほど派手さがないと、こう言っても間違いのない、どちらかという地味な内閣にもかかわらず、60%前後から60%半ばの比較的高い数字が報じられているのは御承知のとおりであります。

この数字が一過性のもので終わってしまうのか、それとも維持されていくかはまさにこれからの内閣の仕事ぶりによるものだと思いますが、内閣を取り巻く状況は文字どおり内憂外患、未曾有の国難とも言うべき、大変厳しい、難しい状況だと、そういうのは間違いはないと思っております。

東日本大震災の復旧、復興、いまだ出口がなかなか見えてきません。原発

事故の収束、異常なまでの円高、株安、急速に進む少子・高齢化社会と財政再建等、どれ一つをとりましてもそう簡単に解決策が見出せるものではないと、こう思っておりますが、そんな中、船出をいたしました野田新内閣でございます。知事は新内閣をどのように評価し、どのように期待をされているのか、まずその点をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 野田新内閣の評価、期待などについての御質問でありました。

野田新内閣には、東日本大震災からの復興や原子力発電所の事故の収束、日本経済の立て直し、社会保障と税の一体改革など、直面する課題に全力で取り組まれ、国民のための内閣としてしっかりとその役割を果たしていただきたいと考えております。

そのため、まずは、我が県にも被害をもたらした台風12号関連の対応も含めて、喫緊の課題にしっかりと対応していくために必要な対策を盛り込んだ平成23年度第3次補正予算や関連する法案を早期に成立させていただくことが重要であると考えております。

なお、今回の台風12号に関して、激甚災害の指定というものについては異例のスピードで御対応いただいたこと、また、先般の参議院本会議において、近畿自動車道紀勢線をはじめとするミッシングリンクの解消にも野田総理御自身が前向きな姿勢を示していただいたことも感謝をしております。

先般の野田首相の所信表明をお聞きしましたが、様々な課題に正面から向き合い、解決していこうという首相のお気持ちは伝わってまいりました。今後は具体策を持って迅速に対応していただきたいと思います。

震災対応や原発対応のほかに、経済立て直し、エネルギー政策への取組、子ども・子育て支援、自ら学び考える力をはぐくむ教育などに注力されることや、豊かなふるさとを目指した新たな地域発展モデルの構築、あるいは、すべての国民の、この国の持てる力をすべて結集しようという点については、先般私が御説明させていただいた、みえ県民力ビジョンにおける思いとも通

ずる部分があり、期待をしております。

一方で、様々な課題を解決するためには、その現場である地方の意見にもよく耳を傾けていただかなければなりません。所信表明ではそれらのことに触れられておらず、いわゆる地域主権改革も引き続き推進しますという1行だけでございましたので、これらの点については少し残念ではありますが、今後しっかり取り組んでいただきたいと考えております。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） ありがとうございます。

地域主権改革が1行しかなかったと毎日新聞の社説にも出ておりまして、私も同じところを読ませていただいております。

何とか、この国難、少し腰を落ちつけてしっかりやっていただきたいな、そういう期待を持っておるところでございますが、次に、野田新内閣の基本方針について少し伺いをしたいと思います。

野田内閣は、9月2日の組閣後の初閣議で9項目の基本方針を決定しております。基本方針ですから長々とは書かれておりませんが、9項目の基本方針の概要を申し上げますと、一つは、国民目線に立った政治の実現に邁進すると、こういうふうに書かれています。これは当然のことでございます。

二つ目に、省益にとらわれることなく一体となって課題に取り組むということで、国民、与野党を問わず対話の政治を実践していくということなんです。衆参ねじれの状況の中では、政策課題を実現するためには、各省庁の壁を乗り越え、熟議の国会にしていかなければならないという、そういう決意のあらわれかなと、そのように理解をいたしております。

三つ目は、行政の無駄遣いを根絶し、既得権を打破する。まさにこれなくして財政再建はあり得ない、このようなことでありまして、そのとおり、もちろんこの既得権益を打破するということの中にも原子力行政の是正のニュアンスも含まれていると、そのように理解ができます。

四つ目が、東日本大震災の復旧、復興の取組を加速するとともに、原発事故の収束はチルドレン・ファーストの原則で行うと、こういうように言われ

ています。復旧、復興の取組の加速は、この内閣に国民が一番期待をしている、そのことだと、こう思いますし、未来を担う子どもや妊婦への対応を優先的に実践し、チルドレン・ファーストを実践すると、そういうふうに言われているんですが、これからの未来を担う次世代、子どもたちのことをまず考えて行動する、このことは、世界ではある意味常識的なことでございますが、改めて1項目書き加えられたというところに大事なところがあるのかなと、この内閣の基本的な哲学が一つあらわれたかなと、そんな感じがしています。

五つ目が、経済成長と財政健全化の取組を両立する。これは本当に難しいと思いますが、成長戦略なくして財政再建はあり得ない、こういうことも、これは事実であります。

六つ目が、社会保障と税の一体改革の早期の具体化。これは前の内閣から引き継いだ大きな課題でありまして、与野党を超えてぜひ実現をしていただきたい、そのような課題でもあると思います。

七つ目が、世界に雄飛する人材の育成。グローバル化と言われて久しいんですが、最近、海外留学生の減少等々、どちらかというやや内向きになりがちな若い世代、こういう世代が世界に向かって伸びていく、そのための教育を含めた社会の仕組みを見直そうということだと、そのように理解をいたしております。

八つ目が、日米同盟を基軸とした外交、アジア諸国等との多角的な結びつきを高める。これは、日本の外交の基本方針だ、これは間違いがございません。

九つ目が、これが最後なんです、政務三役と官僚は情報共有と意思疎通を図り、一体となって政策運営に取り組む。このあたりが、政権交代後、政治主導、脱官僚依存、こうやってきたんですが、なかなか、理念としては正しいと思いますが、官僚組織の抵抗だとか、いろんな中で、試行錯誤の中で、苦しんでいる、そういう課題かなと、こう思っております。

以上、九つの基本方針、今、少しお話をさせていただきましたが、この基

本方針に対する知事の考えを聞かせていただきたいと思います。

知事（鈴木英敬） 野田新内閣の九つの基本方針についてでありますけれども、閣僚をはじめとする政務三役の職務遂行に当たってお示しいただいた基本方針については、とにかくこれらにしっかりと具体的に取り組んでいただきたいと、そのように考えております。

また、社会保障・税一体改革成案の具体化という部分については、特に社会保障の大半が地方によって運営されているということもございますので、その現場の、地方の意見を十分に聞きながら進めていただきたいというふうに考えております。

それから、チルドレン・ファーストについてでありますけれども、チルドレン・ファーストの考え方については、イギリスのスコットランドで100年前から児童虐待の慈善団体があったり、あるいは、ユニセフや国連における子どもの権利条約とか、そういう部分における議論でも出てきた子どもでありますし、私自身も子どもたちが夢とか希望を持って主体的に活動できるということが大切であると考えています。そのためにも、私もよく言うんですけれども、大人の都合で子どもにしわ寄せが行くということがあってはならないと思っておりますし、ましてや大人の経済的な理由で子どもたちに格差が出るということはあるてはならないというふうに思っております。

その意味でも、子どもを最優先に考えて大切にされる社会を目指して、大人すべてが当事者意識を持って社会全体で子どもと子育てを応援していく、そういう必要があるというふうに考えております。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） 今、知事のほうから、チルドレン・ファースト、その理念についてのお話もございました。

次いで、そのことにも絡んで、みえ県民カビジョン（仮称）と子ども条例の考え方について伺いをしたいと思います。

本県でも今年の3月に三重県子ども条例が制定をされました。この4月から施行されております。

この子ども条例の考え方が、先日発表されましたみえ県民力ビジョンの中間案、そして、これからつくり上げようとしておりますみえ県民力ビジョンの成案、この中でどう位置づけられ、どう盛り込まれようとしているのか、このことをお伺いしたいと思います。

この6月会議の委員会で配られました資料、子どもの育ちを支える地域づくりを拝見いたしますと、平成23年度の主な取組として新しく条例の啓発等に取り組むとした上で、「子ども条例の規定に基づき、全庁で、子どもの育ちを支えるための施策を総合的、横断的に進める必要があるため、条例についての庁内理解の促進、庁内推進体制の整備に取り組みます。」と、このように書かれています。このことは、三重県子ども条例の第1条にあります、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進し、もって子どもの権利が尊重される社会の実現に資することを目的とする、また、第4条の、県は基本理念にのっとり、施策を策定し、実施する責務を有すると書き込まれた、これの具体的な展開の一つだろうと、そのように理解をいたしております。

理解はしておりますが、果たしてこれだけで、子ども条例の理念が具体化した、そのように言えるどうか、甚だ疑問だと思っております。

先般配られましたみえ県民力ビジョンの中間案、これを改めて拝見してみますと、この中で子ども条例の理念というのはどこに書かれているのかと探してみたいです。

第1編「基本構想～私たちがめざすもの～」、序章「時代潮流と現状認識」、第1節「世界の中の日本」、第2節「東日本大震災をふまえての現状認識」、第3節「三重の現状と課題」、余り期待はしていませんでしたが、当然のようにここには書かれておりません。出てきません。人口減少社会のこととか、そういうことは書かれているんですが、子どものことは何ひとつ触れられていない。ましてや、先ほど知事がおっしゃったようなチルドレン・ファーストなどという理念がこの中に書き込まれているかどうか、本当にそれは探しても見つからないということでもあります。

じゃ、次に書いてあるのではないかと、そのように思いまして、第1章「基本理念」の「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」、第1節「私たちの置かれている状況～パラダイムの転換～」、第2節「県民力による『協創』の三重づくりへ」、第3節「新しい豊かさモデル～『幸福実感日本一』の三重」、このあたり、ずっと読んでいったんですが、このあたりでもまだ出てまいりません。パラダイムの転換をしてもチルドレン・ファーストという理念はなかなか出てこないのかなと、そんな感じずらいいたします。

この中にいろいろ書かれていますが、「私たちは、人生のさまざまな局面で、家族として、若者として、経験豊かなシニアとして、ご近所に住む者として、同じ地域に住む者として、県民としてのいろいろな力を発揮し、助け合い、支え合っています。」、これがアクティブ・シチズンだと。このようにも書かれておりますが、子どもはアクティブ・シチズンの中にはちょっと入らないのかなと、ひょっとすると「ご近所に住む者」や「同じ地域に住む者」の中に含まれるのかなと、こういうふうにも理解はしたんですけども、なかなか理解しづらいというところもございます。新しくできた言葉ですが、協創の対象者に子どもが入っていない、そんな感じもいたしております。

それでも、ひょっとしたら幸福実感日本一の仲間に子どもが入っているのかなと、こう思って読んでみたら、「私たち一人ひとりが幸福を実感するために必要なことは、自らと家族や仲間の、命と暮らしの安全の確保に最善を尽くした上で、個性や能力を発揮して自由に生き方を選択し、自らの夢や希望に向かって挑戦を続け（失敗すれば再挑戦をし）、自分の住む地域やふるさとに誇りを持ち、社会に貢献し人の役に立つ喜びを感じ、いきいきと働き、生活の豊かさを実感することではないでしょうか。」と、こういうふうには書かれていますが、子どもに、自らと家族や仲間の命と暮らしの安全の確保に最善を尽くせと、こう言っても、子どものほうは戸惑うだけではないかと、そんな感じがいたしております、子どもは幸福実感日本一の仲間には入れてもらえないのかなと、そのように真剣に心配しております。

アクティブ・シチズン、協創、幸福実感、言葉はいろいろ出てくるんですが、どうも未来を担う子どもたちはその輪から外れてしまっている、そんな感じがいたしております。子どもたちが外れているのにどうして幸福実感日本一になれるのか、基本的な疑問がわいてまいるわけであります。

これらの言葉はこの後、竹上議員が一つ一つ聞かれるようでございますので、竹上議員のほうにお譲りをさせていただきます。

ちなみに、協創なる言葉、これもよくわからなかったんです。平仮名で「きょうそう」と入れてネットで検索しますと、最初に出てきますのが、競い合うほうの競争、これが出てきます。2番目に狂い騒ぐほうの狂騒が出てきます。

狂い騒ぐだけと、そんな失礼なことは申し上げませんが、無理に、野呂県政や北川県政との違い、また、政策の競い合いをするよりは、地味であっても地に足をつけた県政というものを県民が望んでいるのではないかと、そのように考えておるところです。

第1編に出てきませんから、第2編「基本政策～基本理念を実現するための県政の展開～」、ここに出てくるのかなと、こう思っています。

基本理念には出てこないの、「基本理念を実現するための県政の展開」と書かれていてもひょっとしたら出てこないのかなと、そんな心配もしております。第1章の「県政運営の基本姿勢」、第1節、第2節、第3節、やはりここには出てきません。「これからの県政は、県民の皆さんを、顧客としてとらえるのと同じくらいの重みで、新しい三重づくりの主体としてとらえます。」と、こう書かれていますので、新しい三重づくりの主体に子どもが位置づけられているのかなと、こう思って読んでみましても、「県民力養成支援」ですとか、「県民力拡大支援」、「県民力発揮支援」、どうも少し視点そのものが違うのかな、そんな感じがしています。

それでは、第2章「政策展開の基本方向」、「『守る』～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～」、ここにも自助・共助・公助の話で、当然出てこないわけです。

「『創る』～人と地域の夢や希望を実感できるために～」、ここで出てくるんです。「将来の社会を支える子どもが健やかに成長できるよう、『子ども育ちの支える視点』を社会全体が共有し、子育てを地域で支え合う活動や、さまざまな主体で教育に取り組む社会づくりに取り組みます。」、こういうふうに書かれておりまして、ここで出てきます。ただ、この文言を読みましても、三重県子ども条例の第5条から第9条に出てくる、保護者、学校関係者、事業者、県民、市町それぞれの役割というのがなかなかここからは見えてきません。

当然、中間案ですから、これからみえ県民力ビジョンの理念の中に子ども条例というのが生きてくるのかも、生かしていただけるのか、また、しっかりと位置づけしていただけるのかもわかりませんし、具体的な展開もいろいろ考えていただけるのかとも思いますが、知事の考え方をお伺いしたいと思います。

また、あわせて、「全庁で子どもの育ちを支えるための施策を総合的、横断的に進める必要がある」と、このように書いてございまして、条例についての庁内理解の促進、庁内推進体制の整備に取り組むということであるならば、観光局などの産業政策の見直しに伴う組織体制の見直しというのがあるので、こども局のあり方そのものもいま一度抜本的に検討すべきではないかと、この2点をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） みえ県民力ビジョンと子ども条例、あるいは子ども施策の関係について、御指摘、御質問がありました。

三重県子ども条例の前文においては、「全ての子どもには自ら育つ力と多くの可能性があり、子どもは自分が受け止められ、認められていると実感することで自己肯定感を高めることができる。また、子どもは、家庭や学校を始めとする地域社会での経験を通して、人との様々な関わりや多様な価値観に触れることで、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができる。」というふうに書いております。

この考え方は、みえ県民力ビジョン（仮称）中間案の中でお示しした幸福実感の考え方、すなわち、幸福とは、自分の夢や希望を持ち、その実現に向けて行動し、自らの生き方に価値を見出すことで得られるものであり、身近な人や社会とのつながりの中で自分の存在が認められることによって実感できるものであるという考え方と理念を同じくするものであります。

また、同じく条例の前文においては、人と人が強いきずなで結ばれた地域社会を形成し、子ども一人ひとりが力を発揮して育つことのできる社会が求められており、子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりに取り組むことともされております。

みえ県民力ビジョンにおいては、県民の皆さん一人ひとりが公を担う主体として自立し行動することで、みんなで力を合わせて新しい三重をつくる、県民力による協創の三重づくりを進めることとしております。

子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりについても、子どもたちを含めた県民の皆さんに参画していただき、協創の取組によりつくり上げていくものであると考えております。

みえ県民力ビジョンにおける県民というのは、その表紙の裏側で、県民ということの定義というか、県民というのは、お一人お一人の県民の皆さんもそうだし、企業、NPO、そういう様々な主体をすべて指すものだというふうに言っておりますが、先ほど議員から御指摘のありました三重県子ども条例の第5条、第6条、第7条、第8条のあたりのところは具体的にこの人、この人、この人というふうなものは示しておりませんが、もちろんそこは含まれているという考え方であります。

また、今回、総合計画のほうにおきまして、これまで子育ての施策につきましては福祉の分野の一つとして位置づけられていたところではありますが、今回は、将来の社会を支える子どもが健やかに成長できるよう、教育分野と一体の政策として新たに位置づけたことでありまして、子どもが周囲との様々なかかわりや多様な価値観に触れることで、支え合い生きていく力や、夢の実現を目指して課題を乗り越える力を身につけ、豊かな人間関係を築き

ながら、自信と意欲、高い志を持って子どもが健やかに育つことを目指してまいりたいというふうに考えております。

また、組織のあり方、あるいは事業の進め方につきましては、議員の御指摘がありましたとおり、これからしっかりといろんな方々の御意見も伺いまして、具体化に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） 知事のほうからこれは含まれているんだという御説明でございましたが、やはり、含まれているなら含まれているということで、だれが見ても明確に読み取れるような、そういう記述にぜひ直していただきたいと思いますし、最後に組織の見直しも触られました。せっかく子ども条例をつくりましたので、全庁的に、横断的に、総合的に子ども施策というもの推進できる、そういう体制づくり、ぜひお願いをしたいと思います。

それでは、次の地域医療支援センターの補助金についてお伺いをしたいと思います。

地域医療支援センター、これは何かといいますと、医師不足を解消するための施策として非常に期待をされているもので、各県において実施をされてきました修学資金貸与制度等により県内就労が義務づけられている研修医、これがたくさん出てくるのが予想されます。そうした人材を魅力的なキャリアプランと抱き合わせで、ローテーションの中で医師不足に悩む地域の病院に医師派遣をしようと、そういうことを考えた制度であります。

とりわけ三重県は、医学生のニーズに合わせた修学資金の貸与制度の改善を行ってきました結果、多くの貸与生を生み、ここ数年間に県内で約300人の研修医を抱えることになるだろうと、こう言われておりまして、地域医療支援センターの早期の立ち上げ、県民の間でも大きな期待が持たれてきたと、そのことでございます。

県議会におきましても昨年、我が会派の前田議員、北川議員からセンターの早期の取組についての質問や提案があったところでございまして、県のほうからも、県当局も積極的に補助事業採択について手を挙げて努力していく

んだと、そのような姿勢が示されました。しかしながら、この事業は地域医療再生事業の追加分とともに厚生労働省の平成23年度の目玉事業ではございましたけど、昨年度予算の要求段階では、最初は47都道府県に1カ所ずつ設置するんだと、そのような厚生労働省の案でございましたが、予算枠が厳しいとか、いろんな事情がありまして、15カ所のモデル事業としてスタートすると、そういうふうになったところでございます。

私どもも関係機関を通じまして、ぜひこの15カ所の一つとして医師不足に悩む三重県が採択されるように、国のほうにも要望をしまいいりました。しかしながら、この7月になりまして、私ども、国のほうにいろいろ要望活動もしておりましたので、様々な情報も入ってくるんですが、このモデル事業としての地域医療支援センターの補助金採択に係る内示はもう今年の4月当初で既に終わっているんだということがわかってきたわけでありまして。

今年の、平成23年の第2回定例会、6月会議の一般質問で、我が会派の森野議員の関連質問で北川議員が、6月に同センターの補助申請状況についてお伺いをしたところ、稲垣理事のほうから、同事業の申請時期は本年6月末であると、あわせて、15カ所のモデル事業ということで、なかなかハードルは高いけれども、しっかり頑張ってチャレンジをしていきたいと、そのような答弁をお伺いいたしております。

しかし、私どもが7月に問い合わせたところ、もう既に4月末には15カ所の箇所は全部内示されている、6月は内示の決定以降の正式な交付申請の提出期限であって、事業採択の審査をするものではない、しかも、三重県からは採択の箇所でないものにもかかわらず申請書なるものが提出されて非常に困っているんだと、そのような回答をいただいたわけでありまして。

こうした厚生労働省の担当者のお話からいたしますと、さきの6月会議における、地域医療支援センターの補助申請期限が6月末である、これから申請書を提出することにしたという御答弁はどこがおかしいのではないのか、虚偽とは言いませんけれどもおかしいのではないのか、正確な事実関係等、お話をいただいているのではないのかということでありまして、改めて正確な事実

関係並びに経緯について御説明をいただきたいと思います。

〔稲垣清文健康福祉部理事登壇〕

健康福祉部理事（稲垣清文） 地域医療支援センターの補助金につきましてお答えいたします。

地域医療支援センターにつきましては、先ほど議員のほうからも御説明がありましたように、当初47都道府県ということでございましたけれども15都道府県に絞られたという中で非常に厳しい状況であったわけでございますけれども、その制度の内容たるや非常に私どもにとっても有用な制度であるということでございまして、6月に補助申請を行ったところでございます。

補助申請に先立ちまして、4月27日に厚生労働省のほうに訪問をしております。本県の地域医療支援センターの採択について要望を行ったところでございます。その際、選考する15団体に本県が採択されるのは非常に厳しい状況であるという感触を得ました。しかし、交付要綱が4月早々に送付されたばかりであると。それから、厚生労働省から15都道府県が決定したと正式には発表されておりません。そのような通知も本県にはなされておらないことですから、15の設置団体が確定したとは認識しておりませんでした。

また、訪問時に厚生労働省より、本年度は事業開始が年度途中になるため、予算に余裕があるというふうなことも確認をいたしてございまして、私どもといたしましては、非常に厳しい状況ではありますけれども、本県の医師不足の窮状を引き続き訴えて、15の都道府県の選定のみならず、予算の範囲内での設置団体数の増加の要望も行いながら本県の今年度の採択を目指すべきと考えて取り組んできたところでございます。

以上でございます。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） そうすると、今の御説明どおりだとしますと、厚生労働省が私どもに対してうそを言っているのか、間違っただけを伝えているのかということになってくるわけですが、常識的に考えて交付申請というのは、補助事業事務からいいますと、内示等が出た後、正式に申請するものであり

まして、交付申請を事業採択の最初に行うというのは行政の常識からいっても少しおかしいのではないかと。それから、47都道府県の中で幾つか、うちがぜひ採択してほしいという、手を挙げている、そういう都道府県があると思いますが、三重県は知らなかった。15の内示を受けたところ以外のところにはそういう連絡は全く行っていなかった、三重県だけが知らなかったということなんでしょうか。それとも、ほかのところも、手を挙げたようなところも全部知らなくて、知っていたのは15の内示を受けたその県であるということなのか、それとも、ほかのところももうみんな知っているんだけど、三重県の情報収集能力、情報収集努力、そういうものが非常にお粗末であって、他の都道府県がみんな知っていることを三重県だけが知らなかったのか、そのあたりのところはいかがですか。

健康福祉部理事（稲垣清文） 事務手続の話、まず、あれですけれども、確かに補助申請の仕方につきましては、議員御指摘の内容の部分、私ども、経験しております。例えば厚生労働省の補助金の中でも、施設、それから設備整備費補助金につきましては、事業計画書を提出しまして、ヒアリングの後、内示をいただいて交付申請をするというやり方でございます。

ただ、一方で、医療施設等運営費補助金につきましては、そういった前段の部分の手続はなくて、いきなり交付申請から始まるというふうな通知が厚生労働省のほうからなされておりました、今回の地域医療支援センター運営費補助金につきましてはその医療施設等運営費補助金の中に含まれておりましたので、現場の事務担当者としても特に違和感は感じていなかったということでございます。

それから、15団体だけが内示があって、ほかの団体は全然知らされていなかったのかと、三重県だけが知らなかったのかということでございますけれども、その点につきましては、私ども、確たる話はわかりません。ただ、少し問い合わせたところでは、そういう一定の基準を持って国のほうが選定を進めているようだというふうな情報はいただいております。

以上でございます。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） よくわからない御答弁なのですが、私ども県会議員ですら、既に4月に内示がありましたよという情報が入ってくるわけですよ。それを、担当の理事がその情報を掌握していない、そのこと自体は非常に僕は大きな問題だと、こう思います。

医療再生計画のほうでもまだ少し努力の余地があるようにも聞いておりますので、いずれにしても地域にとっては非常に大事な課題ですから、残されたところも、まだ厳しいのかもわかりませんが、ぜひ一層の御努力をお願いしたいと思います。

理事、何かあったら。

健康福祉部理事（稲垣清文） 私どもも、補助残の話もございますので、まだあきらめておりません。引き続き、要望のほうをしていきたいと思っておりますし、先ほど御指摘のありました再生基金を用いての事業展開というのも着実にやっていきたいと思っておりますので、引き続き御支援のほど、よろしくお願いします。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） 本当はもっとやりたいんですけども、大事な博物館が残っておりますので、このあたりで博物館に変わらせていただきたいと思えます。

さきの一般質問でも博物館をやらせていただいて、また今回も博物館なんですけど、新県立博物館の前提条件について、建設整備の前提条件についてお伺いをいたします。

実は、もう少し様子を見てからと、こう思っていたんですが、今期定例会に県立博物館関連の債務負担で、新県立博物館収蔵庫ラック等購入に係る契約として7億4100万円、議案第13号で新県立博物館展示製作及び施工業務委託で10億8927万円の製造委託契約、これが出てきておまして、前提条件の進捗状況等をお伺いしないと、また、見通し等をお伺いしないと既成事実だけがどんどんどんどんひとり歩きしていくのかなと、そんな感じがしており

ますので、お伺いをしたいと、こう思います。

改めて、この前知事がお示しをいただいた七つの前提条件、今どこまで行っているのか、どんな見通しなのかということ、これは後でお伺いしますが、その前に、その前提条件のもう一つ前の段階のことで少しお伺いをしたいと思います。

まず、新県立博物館建設計画の事業費についてお伺いします。

私の承知している範囲では、今回債務負担として出てきました7億4000万円余のこのラックのお金、これは、当初一切合財で120億円ですと、このようにおっしゃっておった120億円の中に入っていないのではないかと。今日まで、こんなラックが絶対必要だ、こんな説明も聞いておりませんでした。なぜ突然出てきたのか。今になって、どうしても必要だから建設と並行して設置しなければならないので認めてくれと、こう説明されましても、ああ、そうですかというわけにはなかなかいかないです。

知事が、博物館を建設するかどうか、その決断に至るまで、様々な要素を検討、検証されたのは承知をしております。議会のほうも同様に、建設を了とするまでには議論を積み重ね、様々な角度から多角的に検討を加え、最後に意思決定をいたしました。その判断材料の中で特に大きなウエートを占めていたのが、総事業費が幾らなのかということなんです。

当時の議論でも、リーマンショック後の大不況の中でそんなお金を使うなら、雇用対策や景気対策に使ったらどうか、そういう意見もありました。もっと景気が回復してから建てたほうがいいんじゃないかと、そんな意見も議会の内外であったのは事実でありますし、また、当時の状況を考えれば当然の話であります。しかし、そのような声があったにしても、この種の博物館としては、120億円というのは非常に安くしているんだ、ぎりぎりまで削ってできる限り県民負担を求めずに建てようとしている、だから理解をしてくださいということ、これを当局は説明してきて、我々を説得した、そういう流れがあります。

7万円や70万円じゃないですよ。7億4000万円、こんなものが今ごろ出

てきて、120億円の前提の中に含まれていないということになった場合、議会は一体何を前提に議論をしてきたのか、そういう問題になってまいります。

また、このほかにまたいろいろ、当初120億円には入っていませんでしたが、こういうものがあります、ああいうものがあります、こういうものが出てくるのでしょうか。一体この博物館をつくるのに全体で幾らかかるんですか。一たん議会在オーケーと言ったので、少しずつ、こんなもの、出していったって、議会もわからんやろうと、そのような考え方もわかりませんが、どうなんでしょうかということなんです。

知事御自身も6月3日の全員協議会の説明のときに、検証作業を通じて設定した三つの論点のうち、新県立博物館をつくる必要性及びなぜ今かの2点については県民に皆様に対して説明できるとの思いを持つことができた、しかし、一方、財政負担の考え方については、一定の理解はできたが、その説明で県民の理解が得られるか、当初は確信を持つことができなかった、整備費120億円と年間の運営費4億5000万円については、県民負担の削減策が講じられてきたが、それでも対策が足りないとの思いで、質問をしたり考えてきたと、そういうことを言われた上で、財源の工夫やこの事業を行うことで他の推進すべき事業に影響を与えることのないよう、知事として不断の努力を続けることを前提に建設整備を続ける、そういうふうに決断をしたと、このようにおっしゃったと思いますが、そういうふうに理解をいたしております。

七つの前提条件の進捗状況等伺いする前に、この問題、まずお答えをいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 御指摘いただきましたラックなどの件でありますけれども、当初の120億円というものの中では備品あるいは開業前事業費などの名目で概算金額を置いていて、それは予算の執行状況を見ながら対応していくということにしていたものの中にこのラックというものがあるというふうに私は理解をしております。

私が6月のときに全員協議会で御説明をさせていただきましたように、財政負担についてはやはりまだしっかりと縮減をしていかなければならない部分があるという理解、あるいは考え方、思いは全く変わっておりませんので、今後、あれも来た、これも来たというふうにならないように、御承認いただいた120億円の中で、まさにそういう概算金額を置いたもの、御了承いただいた範囲の中でしっかりとやっていきたいと思ひますし、何か事情の変更があった場合には議会の皆様にもしっかりと御説明をし、対応させていただきたいと考えております。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） 概算金額の範囲の中でという言葉はなかなか意味があるんです。

当初私どもに説明があったときも、この7億幾らとかこういうものは入札差金の中で吸収することができる、だからいいでしょうという、そういう説明なんです。私どもが問題にしているのは、入札差金で吸収されるかどうかの話じゃなくて、当初120億円をかけた博物館の整備を了とするかどうか、議会が議論をし、その議会意思を決定する、その前提の様々な材料、特に大きな120億円という整備事業費、この中に7億4000万円というのが明確に位置づけられていないじゃないですか、こういうものが後から、少し恥ずかしげに出てくるならともあれ、堂々とこのように出てくるということは、議会議論の前提を覆す、そのことにつながるのではないかということの問題にしています。今後、じゃ、後はもう何も出てこない、このような類のものは次出てこないということを断言していただけるんですか。何か、一説によればまた、引越越し費用が高いとか、いろんな話も出てくるようですが、いかなんですか。

生活・文化部長（北岡寛之） まだ、現在のところ120億円の範囲でやれる予定でございますが、未積算のものもございまして、例えば太陽光発電の整備関係ですとか引越越し費用とか、そういったものはまだ未積算でございますが、現在のところ、120億円の範囲でやれるように努力しているところで

ございます。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） 未積算のものというのはよくわからん。太陽光発電とか引越し費用は未積算、では、当初の120億円の中には最初からそういうものは入れていなかった、そういうものは入れずに出した金額で、議会、どうぞ御了承くださいということなんですか。それとも、120億円の、じゃ、一回細目を、次の委員会でもいいから全部出していただいて、この金額を積み上げたので120億円になりましたと。入札差金に吸収されるという、そういう話じゃないんですよ。その点、いかがですか。

生活・文化部長（北岡寛之） 現時点で金額がわかっているものにつきましては、執行済み額及び今後の執行予定額を合わせた120億円との差額が8億5000万円ということになっておりますが、そういった中で、その中に、現在、これまで積算されていないものとして、引越し費用、太陽光発電、そういったものがあるということでございます。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） 時間がなくなってきたので、やっておってもいかなので、また委員会での点と、それから七つの前提条件が一体どこまで進捗しているのかもあわせてお伺いをしたいと思いますので、博物館はこの程度にさせてもらいます。

最後に、北川県土整備部長に一言お伺いをしたいと思うんですが、台風12号の被害が起きました。県土整備企業常任委員会が当初予定をしておいた県外調査を急遽中止して現地調査に入ろうとしました。そのとき部長のほうから、今来てもらっても対応ができない、今来てもらったら県民の方の反感を買いますよ、そのような御発言があったというふうに聞いておりますが、事実ですか。

県土整備部長（北川貴志） 台風直後、委員会の視察をというお話が来まして、委員長とお話しさせていただきました。

委員会の御視察ということになれば、当然資料の準備等もして、きちっと

説明するというのが本来の対応とと思っていましたので、そういう対応がその状況の中ではなかなか難しいということは申し上げました。

当時、我々の建設事務所のほうの対応ですが、孤立集落がまだ20集落あると、そこへの解消に全力集中しておりましたので、十分な対応ができないのではないかとということで申し上げたところでございます。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） 時間がないのでこれで終わりますが、委員会が現地に調査に入り実情を見、そして、いろいろ県民の方々の御要望をお伺いして、それを提言としてまとめる、これは議会の重要な権能の一つであります。ましてや、県民の反感を買うというような発言がもしあったとすれば、僕は言語道断だと、こう思っております。議会の権能を基本から否定する話であります。

議会としてはしっかりと今後もこの種のことやっていく、そのことを改めて申し上げて、時間が参りましたので代表質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

議長（山本教和） 35番 竹上真人議員。

〔35番 竹上真人議員登壇・拍手〕

35番（竹上真人） おはようございます。

いつもはここで、闘う県会議員竹上と申し上げるところでございますけれども、会派の代表をしての代表質問を闘うわけにもまいりませんので、おとなしく自民みらいの竹上でございます。

今回、代表質問の機会をいただきました。皆さんに感謝申し上げます。

冒頭、まず、今回、紀南地域を中心に三重県全体に大きなつめ跡を残した台風12号で犠牲になられた方並びに被災された皆様に関心からお悔やみを申し上げますとともに、我々県議会に集う議員が一致協力して、この復旧、復興に努力していきたいと思っております。

さて、新しい知事になってから既に半年になろうとしておりますが、その間、知事におかれては本当によく動かれる、知事の顔が新聞に載っていない

日がないくらいに感じます。

情報発信力でいえば、既に前知事を凌駕していると思います。知事の言葉どおり、開かれ、内外に発信する県政を本人自ら実行していただいていると頼もしく思いますが、若いといえども多忙な体でございます。くれぐれも御自愛いただきたい、このように思います。

それで、世の中は知らず知らずのうちに動いているものでございまして、少しうれしい話がありましたので報告しますと、私が住む松阪の二つの病院が、中国からの健康診断を兼ねて観光をする医療観光に乗り出すことになりました。

カスタマーサービスの強みを生かして、中国の富裕層相手のビジネスとして成功してくれたら本当にうれしいと思います。

こうしたことが民間主導で動き出していることは、ある意味でグローバル化の一つの形のように思います。空洞化という言葉が震災を機に頻繁に聞かれるこのごろですが、憶しては何も生まれません。新たな現実に向けて、飛躍を考えていかなければならないと思います。

そうした意味で、知事が中国の河南省と今回、観光協定を結ばれた意義は大きいし、産業面でもトップセールスでもって海外の建設資材メーカーを誘致したことはうれしいニュースでした。今後とも、こうした取組に御尽力いただくようお願いしたいと思います。

しかしながら、ハネムーン期間も過ぎたことでありますので、余り喜ばせ組のようなことばかり言っていてはいけません。少し変だなと思う話も申し上げておきます。

この17、18日の両日で事業仕分けが行われました。40事業ということですが、残念なのは総額13億円という点です。県の予算は6000億円をはるかに超えている。その中で事業仕分けされるのが13億円では、どうも間尺に合わない。

例えば美し国おこしです。教育委員会が所管する事業で、美し国市町対抗駅伝が事業仕分けの対象となっていますが、本来は美し国おこしそのものを

問う必要があるのではないか。

御存じのとおり、この事業は前知事の思いの部分を実現した事業です。今、鈴木知事が改めてこの事業を行いたいとしたときに、駅伝の是非を問うよりも大もとの事業そのものを一度問うてみる必要があるのではないかと。今回は行財政改革議論が始まったばかりなのでまだ質問まではしませんが、こうした政策的色彩が強い事業ほど事業仕分けの俎上にのせて県民に問う姿勢が鈴木イズムに適しているように思います。

三重県が何をしようとしているのか、その目指すべきところはどこなのか、県民の皆さんに注目をいただけるところで問うてみてはどうでしょう。

長い前置きになりましたが、今日はこのたび示されたみえ県民力ビジョンからまず議論をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

先日、常任委員会の調査で福岡県に行ってきました。福岡県でも4月に新しい知事が誕生して新たな総合計画をつくることになっておりまして、キーワードとして、県民幸福度日本一というものをうたっております。何やら幸福日本一を争うことになりそうなのでございます。

その中で驚いたことを一つ申し上げると、この福岡県の総合計画、100ページほどの量で期間は5年間、予算などを盛り込んだ実行計画などは一切つくらない。新しい総合計画の形としてはこれも一つありかなと、こう思って帰ってきました。

さて、三重県の総合計画です。読んでみました。一言で言うとうわかりにくい。新しい鈴木知事らしさがどこにあるのかと。14日の全員協議会で、議員各位から同様の指摘がたくさんありました。

私、個人的に思ったのは、所信表明と言うべき6月の提案説明で知事は、ものづくりの拠点として日本経済をリードすること、そして、新しい豊かさ、この二つを県の役割として位置づけました。ある意味で、ここは新鮮さがあったように思います。

前知事時代には経済をここまで前面に出すことはなかったし、真っ先に語ることもなかった。今回、新しく示されたみえ県民力ビジョンでは、どうも

こうした点がぼやけてしまったように感じます。

新しい知事が新しい三重県をつくっていく計画、それがみえ県民力ビジョンと理解しています。それゆえにまず聞きたいのは、この鈴木ビジョン、英敬ビジョンであるみえ県民力ビジョンの最大の特徴は何かということです。

県民に対して、こういう三重をつくっていくと知事として宣言する、約束することは何かということをもまずお聞かせいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 議員の御指摘のありましたみえ県民力ビジョンの特徴ということでありますけれども、大きく三つ挙げるができるというふうに考えております。

一つは、厳しい現実を直視して、安易にバラ色の将来像を描くことはできないんだと、そして、県民の皆さんの自立と行動を呼びかけているという点であります。

これは、私が知事に就任する前、選挙時において配布した政策集においても、「時代は厳しさを増しています。右肩上がりの時代の政治家が言ったような『あれもやります』『これもやります』という空手形をきってバラ色の絵空事を語るのではなく」と申し上げてきておったことと一貫をしているというふうに考えております。

そして、もう一つは、二つ目の特徴でありますけれども、県民の皆様へ成果を届けるということを県政運営の基本姿勢の一つに掲げたことであります。

行政というのはとかく遂行主義、あれをやりました、これをやりました、こんな事業をやりました、やりました、やりましたと言っていますが、じゃ、本当にそれが成果として県民の皆さんに届いているのかということについては、しっかりとした把握、あるいはこだわり、とことん突き詰めた取組というのができていなかったというふうに思いますので、成果を届けるということにこだわったという点であります。

そして、三つ目は、計画の進行管理に幸福実感指標という県民の皆さん御自身がどう実感しているかという指標を設けたことであります。

また、先ほど議員のほうから、日本経済をリードするという考え方がぼやけたように感じるとの御指摘でありましたが、みえ県民力ビジョンの中では、基本構想において、恵まれた自然環境を背景にして農林水産業や観光、ものづくりの拠点として、今ある力を発揮するとともに新しい力を開拓し、磨き上げることで日本をリードしていく役割を果たしていくというふうに記述をさせていただいております、考え方について、変わるところはありません。

また、知事提案説明においても少し御説明させていただきましたが、中長期的な観点から新しい三重の産業振興戦略の検討についても進めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしましても、現在まだ中間案でございまして、御指摘のような内容を踏まえて、これからもしっかりと検討を進めていきたいというふうに考えております。

〔35番 竹上真人議員登壇〕

35番（竹上真人） ありがとうございます。

何となくですよ、何となくはわかるんですが、私の頭が悪いのか、なかなか難しい議論のような気がします。

そこで、その特徴についてもう少し、テレビをごらんの県民の方にもわかるように、また、自分の理解を進めるためにも、引き続きお聞きしてまいりたいと思います。

このビジョンでは基本理念を「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」としています。キーワードには、県民力、「協働」の「協」と「創造」の「創」を書いて協創、幸福実感日本一、自立し行動する県民、新しい豊かさのモデルなど、新しい言葉が並んでおります。

中でも特徴的なのが、自立し行動する県民、アクティブ・シチズンなのであります。言いづらいですね。これまで、北川知事のときに生活者起点、野呂知事のときに県民が主役と来て、今回アクティブ・シチズンと来ると。

初めに出演者に抜てきされて、次には主役になって、今度は自立せよとなるわけで、御丁寧な注釈にケネディ大統領の演説まで紹介いただいております。

す。ビジョンにはこのアクティブ・シチズンを「自らの判断と責任のもとで、公共心を持って社会の一員として生きていくことです。地域社会や企業などの一員として、進んで責任を果たしていくことです。」と説明してあります。

鈴木知事から県民の皆さんへの呼びかけなんだろうと私は感じています。志のある県民とともにという感じは、いかにも龍馬を尊敬する鈴木知事らしい。しかし、自立し行動する県民というこの言葉だけを聞くと、自立したくてもできない人、行動したくてもできない人はどうするのかと、強者の論理で弱者の視点に欠けているように聞こえるし、県民に自立と行動を促して、じゃ、県は何をするのって感じであります。

このあたり、自立し行動する県民とともにと県民に呼びかける知事の思いをお聞かせいただきたいと思います。

次に、協創です。

県民力による協創の三重づくりとなっていて、県民力は語感から何となく、県民の皆さんの力、すなわち、いろんな知恵やアイデア、行動、地域をよくしていこうとする思い、そんな一定のイメージというんですか、これはイメージができるように思います。

では、協創の三重づくりとは何か。これまでも、県に限らずですよ、地方自治体では、県民、市民、町民との協働によって取組を進めます、地域をよくしていきますと宣伝文句のようにやってきたと、こんなふう感じています。

本文には「それぞれが『公』を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していくことを『協創』と呼び、」とありますが、要するにこれまで取り組んできた協働と協創の違いは一体何なのかと、わかりやすく、ぜひ教えていただきたい。

最後に、幸福の実感という観点です。

今回のビジョンの特徴の一つに、県民実感に着目した指標の設定があります。基本理念が「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」だから何らか幸福実感を調べないといけないということなのか、確かに実感というふうな、

このことについては、県政の展開と県民の実感の乖離、これまで我々県議会が事あるごとに何度も指摘してきたことなのであります。

行動計画にある県民の皆さんの幸福実感を、14の指標だけで県民の実感がはかれるか、ましてや幸福実感となるとどうなのかと。冒頭申し上げた幸福日本一のライバル福岡県でも、指標化までは考えていないようです。

この指標の持つ意味、そして、どのように活用するのか、お聞かせいただきたい。

以上、3点、お聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 御質問いただきました3点について、答弁をさせていただきますと思います。

まず、1点目、アクティブ・シチズンの呼びかけの中で、弱者に対する視点が欠けているのではないかという点でありますけれども、具体的な記述の引用はあれですけれども、様々な事情で社会に参画できない人たちや社会的に弱い立場に置かれた方々もいらっちゃって、ビジョンにおいては、こうした人々を社会として包み込み、みんなで助け合い、支え合うことで、多様な人々がともに生きることのできるように取り組んでいく必要があると、そういうことも明記をさせていただいたところであります。

また、今、社会に参画できていない県民の皆様も、自分らしく生き、社会で活動することができるよう社会全体で支える取組を進め、すべての県民の皆さんと協創できることを目指していきたいということも記述をさせていただいております。

全般的な、確かにボリューム的にいきますとそういう点における記述が確かに少ないように感じる部分もありますので、今後の最終取りまとめに向けての検討の中で、御指摘のような点をしっかりと踏まえらるような記述を考えていきたいというふうに考えております。

それから、二つ目、協創と協働の違いということでもありますけれども、まず、協働という言葉辞書を調べますと、『大辞泉』という辞書では「同じ

目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。」、それから、『現代用語の基礎知識』、ここには「公共サービスの提供につき、行政と市民、NPO、企業などが対等のパートナーとして協力すること。」というふうに書いております。

つまり、協働とは、様々な主体が対等の立場で共通の目的を達成するために、ともに考え行動することであり、住民と行政のパートナーシップのあり方として位置づけられてきたと考えております。

三重県には、全国に先駆けて、県民がそれぞれの役割分担のもとに協働し、公を担ってきた実績があります。

しかし、ややもすると行政が主導して活動の場を提供し、役割分担を設定するなど、県民の皆さんが主体となった活動に至っていない事例や、協働の取組を継続していくことが難しいといった課題も指摘されてきたところであります。

つまり、対等ということとに、協力するという、パートナーシップのあり方のみに力点を置いて、結果を出すというところまで至っていない、そういうケースが見受けられると考えているところであります。

一方で、みえ県民カビジョンでは、県民の皆さん一人ひとりが公を担う主体として自立し行動することで、協働による成果を生み出して新しいものを創造していく、そういう点に力点を置いて協創と呼んで、みんなで力を合わせて新しい三重をつくる、県民力による協創の三重づくりを進めていきたいと考えております。

そのためには、県民の皆さんが積極的に社会に参画することができるための支援や社会での活動が広がるための支援を行うとともに、活動の場が増えるような県の事業のあり方の見直し、そういうものにも取り組んだ上で、県民の皆さんと一緒に、着実に成果を生み出すことが必要でないかと考えております。

続きまして、幸福実感指標の活用のあたりの御質問でございます。

ビジョンが目指す県政の取組の進みぐあいを県民の皆さんの実感の推移に

よってはかるうと考え、14の幸福実感指標を新たに提案し、県民の皆さんへの意識調査を行っていかうと考えております。

幸福実感指標については、県政の年次報告である成果レポートにおいて活用をします。

具体的には、施策における数値目標、すなわち県民の皆さんにとっての成果をあらわす県民指標や、県が取り組んだことをあらわす活動指標とあわせて、ビジョンの進捗状況を説明していきたいと考えております。

このように、施策の数値目標による評価に加え幸福実感指標をはかることによって、数値目標の達成状況と県民の皆さんの意識に乖離があるという、これまで県議会の皆様からも御指摘いただいたところについても改善が図られるのではないかと考えております。

先般の全員協議会でも私から少し説明しましたが、例えば景気をはかる指標においても、GDPという指標と、一方で、景気動向DIという、タクシーの運転手の方とか、実際に働いていただいている方の景気をどう感じるかという、そういう指標、その両方がある景気というのをとらえることができるというお話もさせていただきました。

一方で、例えば、昨年ですか、シンガポールなんかは1人当たりGDPが世界一になりましたけれども、幸福と感じる人というのは世界の中でも非常に低位にあるというようなこともありますので、行政がいろんな客観的な整備を進めたとしても、そこに県民の皆さんの実感が伴わなければ、それは意味がないということで、そこで、もしかしたら、県の行政としてはリスクがありますが、実感指数が下がっていくかもしれない、施策をやっても下がっていくかもしれない、でも、それも甘んじて受けて、しっかりと対応していかなければならないと、そういう決意のもとで今回の実感指標を設定させていただいたところであります。

〔35番 竹上真人議員登壇〕

35番（竹上真人） ありがとうございます。

今の三つのお答えを聞いていて私なりに整理すると、知事の言わんとする

ことは、一言で言えば成果を生み出すと、こういうことに尽きるように感じます。

いわゆる、こういう混沌とした時代で、県民の皆さんとともに成果を生み出そうと。それを、経済で言えばD I指数みたいな、そういうような実感というものでもう一つ指標をつくってはかっちゃおうと。

せんじ詰めれば、このビジョンの最大の特徴というか、冒頭私が聞きました知事が県民の皆さんへ呼びかけたいことって、ともに成果を出しましょうと、こうやって言われておるように私は今の話も聞きながら感じたんですけども、そういうことでいいんですかね。

ここ、確認したいと思います。

知事（鈴木英敬） 議員御指摘のとおり、成果をともに生み出していこうと、そういうところに大きな力点があるというふうにお考えいただいて結構でございますし、行政、先ほど言いました、やったやったばかりになりますので、具体的な事業においてもそういう成果を生み出せるような事業の組み立てをしっかりとしていきたいと思います。

〔35番 竹上真人議員登壇〕

35番（竹上真人） ありがとうございます。

それならばですよ、一つ私も注文しますけれども、もうちょっとわかりやすく、そうやって書いていただきたい。

この手の基本理念のところというのは、読んでいてもよくわからないんです。今の議論を聞いていて、ある程度私は理解したつもりです。もう少しそのところをわかりやすくまた書いていただきたいなと思います。

もう一つ、ちょっと聞きたいことがございます。これ、今後のことでもありますけれども、これまでお話しいただいた知事の思い、基本理念とか、これは、実践していく施策や事業、この部分ですよ。すなわち、この計画で言いますと3章以下ですね。ここが余り変わっていないように思います。

当然、基本理念や県政運営の基本姿勢が変わっているんですから、実践していくための方策も変わっていくんだと、こういうふうに思います。今後さ

らに検討を重ねてきちんとしたものにしていくと、こういうことでいいんでしょうか。確認をさせてください。

知事（鈴木英敬） 議員から御指摘がありましたとおり、やはり、事業とか予算とかで県民の皆さんに届いていくと、そして、県民の皆さんと一緒に協創していくということでありますので、3章以降の部分についても具体的な事業の中で、特に選択・集中プログラムの部分において変わったぞというのがわかっていただけるような事業に取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、先般、17、18日の事業仕分けにおいても、民間の仕分け人の方々からは、県民の皆さんのメリットは何なのか、あるいは効果は何なのか、効果をどう測定するのかという点について多くの御指摘をいただきましたので、既存の事業についてもそういう観点でしっかりと見直して、基本理念に基づく変化を感じていただけるような事業に取り組んでいきたいと考えております。

〔35番 竹上真人議員登壇〕

35番（竹上真人） ありがとうございます。

このビジョン、本当の、知事が言われる成果を出していこうということになるならばですよ、具体的な事業、これが、いかにこれまでと違ったものを打ち出せるか、これがかぎになってくると、こういうことなんだというふうに思います。

それには、各部の部長ですよ、ぜひとも県民との協創をしていただきたいとこんなふうに思います。

来年は事業を実施する部長に、来年はこの中にはいない人もいるかもわかりませんが、このビジョンのもと、これまでの取組をどう変えたのかと、どう変わったかと、こうやって聞きますと、立て板に水のごとく、こうなりましたと、こういう答えをいただけるということを期待いたしまして、次の質問に行きたいと思っております。

次の質問は、医師確保について質問いたします。

今日は、三重県の医師不足に関して、それが本当に顕著にあらわれている

精神医療の分野を取り上げて、具体的に提案を行いたいと思います。

相当突っ込んだ話になると思いますので、御回答のほうもよろしくお願ひします。

さて、話は昨年秋にさかのぼります。

当時、私は健康福祉病院常任委員会の委員をしていた関係で、三重大学の精神医療の教授に何回かお会いする機会がございました。

この1年間、どうしたら医師不足を解消できるか、何か具体的な方法はないかということを議論してきました。

まず、三重大学医学部の精神医療に関してちょっと説明をさせていただきますと、15年前から5年前のこの10年間、医局へ入る医師がなかったんです。そのおかげで、弱体病院、いわゆる困っている病院への派遣能力が大学からなくなって、県内の精神科医師不足の大きな原因になっているという状態なのであります。

現在、県内に精神医療を受け持つ病院は小児のあすなろ学園を入れて18病院で、精神科医師の院長不在の病院が二つ、機能不全に陥っている病院が一つと惨たんたる状況です。

さらに言いますと、六つしかないがん拠点病院でさえ、精神科医師がいない病院もあります。この意味、わかりますか。相当問題です。

ここで端的な例を一つ紹介しますと、国立病院機構の榊原病院という精神科病院があります。数年前まで数十人の医師がいましたが、現在4名しかおりません。精神科の病院ですけれども精神科の院長がいなくて、外科の医師が兼任院長をして首の皮一枚でつながっております。その後の院長も決まらず、中堅医師が今年中にやめたいと言っておりまして、3名になる模様です。

志摩病院でもそうでしたが、こうなると崩壊は早い。大学側も若手医師の補充は計画していますが、院長さえも不在ではとてもじゃないが派遣の計画をつくることもできず、状況を見守るしかない。

国の機関なんです。国の機関なので、たくさん人材はいるはずなんです。でも、苦勞するのが目に見えているからだれも来ない。医師不足は国立の病

院でさえこうした危うい状況に陥らせているということなんです。

じゃ、なぜこうになってしまうのか。ここからそもそも論として、なぜこうした医師不足になるのかを六つの視点から、精神科医療を基本に説明していきたいと思います。

まず、1点目に、管理職、すなわち院長となる医師がいない。院長の仕事って、医師としての本来の仕事のほかに、経営など、難しい仕事がいっぱいあって、その中には一番難しい医師確保も含まれています。

慢性的な医師不足から不安に陥り、開業すれば今の収入の2倍から5倍になる、さらに、拘束時間は半分から3分の1になる、こうして院長クラスは開業し、院長になりたくない医師が増えていきます。

2点目に、副院長や部長と言われる中間管理職がいないんです。県内の病院で次期の管理者となる副院長が確定している病院は、18のうち四つしかありません。何せ院長になっても収入は2割程度しか増えないんです。責任だけが重くなります。

さらに悪いことに、こうした中間管理職である副院長が、院長がやめると院長にならないかと打診されます。でも、やりたくないということになると病院をかわる話になる。こうした働き盛りの医師が病院を異動すると、これが引き抜いたというような話になってもめるんです。結局、県外へ行かざるを得ないと、こういうことになるわけです。

3点目が拘束時間で、この表を見ていただければすぐわかると思います。(パネルを示す) 200床までの病院では、月に6回から8回の当直が回ってくる。200から400床の病院でも4回から6回です。結局、400床以上の病院へ行かないと1回から2回にならない。そうすると、若手医師は当然、大病院への勤務を希望します。どうなるかというと、中小規模の困っている病院へ行く医師がいなくなると。

4点目は、余剰医師の不足なんです。

特に、経営者と管理者が異なる、要するに医師が経営者じゃない病院では、余剰医師を持ちたくないということなんです。ところが、1人やめたらすぐ

医師不足になります。

経営的に言いますと、医師を1人雇うと諸経費も含めて、大体2500万から3000万円の経費がかかってきます。そこで、余剰医師を持つと、急性期病棟なんかの保険点数の高い医療、こちらのほうへ経営を拡大してしまいがちなんです。そうすると、さらに医師不足を招くという悪循環に陥ってしまうと。

5点目が、若手医師、人を物に例えるように言い方は悪いけれども、流動性医師の不足なんです。

先ほど紹介したように、拘束時間の圧倒的な差から、若手の医師は大病院を希望します。質の高い研修とは拘束時間と雑務が少ない病院となるわけで、それ自体は悪いことではないけれども、そうすると単一病院への長期勤務となります。結果、ほかの病院へかわることは、ほかの病院の医療レベルがわからないから不安になる。

どんな世界でもそうですけれども、1カ所しか経験がないとなれば、医師としての力量不足や低下は避けられない。結果的に、困っている病院へ移ることは本当に難しくなるのであります。

最後に、6点目、これもこの図を見てください。（パネルを示す）県内には、グループを形成する法人や大型法人が幾つかあります。もちろん、県立病院もその一つです。

例えば、法人C病院が機能不全に陥ったとする。ところが、県立から直接医師を派遣して救うシステムは存在しない。流動性医師のストックは大学にしかない。それも相当怪しいけれどもです。そして、おかしな話ですけれども、同じグループ法人の中でも病院へ医師を送り込むことが難しいんです。

例えば、県立などまさしくそうなんです。

こんなに志摩病院が困っていても、こころの医療センターから精神科医師が回ったケースは聞かないでしょう。ほかの診療科に関しても、総合医療センターから志摩病院への応援は聞いたことがありません。

結論的に言うと、大型法人へ若手医師を行かせたが途端その法人の医師となって、ほかへ転出することさえ難しくなる。いわゆる囲い込みが法人格差

を生んで、これが新たな地域格差となっています。これが実態なんです。地域医療という言葉はよく使われるけれども、実態は法人医療があるだけなんです。

では、なぜ囲い込みは起こるのか。大きな原因は臨床研修制度を見直したことです。

一昔前は医局が医師を派遣するシステムがあって、県内の状況を見ながら適正に医師を配置するよう目を配ってきたけれども、そのシステムが崩れ、自前できちんと医師を確保しなければ病院経営が成り立たなくなる。特に民間では本当に切実な問題で、一度入ってきた医師をそうそう手放すことはできないということになります。

じゃ、どうするのという話です。三重大の精神科教授とこの1年間議論してきたのはこの点です。

もともとは、精神科の医師については三重県の条例に定める修学資金制度が対象外であったために、これを入れていきたいという話から始まって、でも、それじゃ、医師確保とか適正医師なんて無理だからどうしようと。そこで、私たちの結論は、白い巨塔再びなのであります。

白い巨塔というすごく悪いイメージがあるけれども、実際は、教授を頂点としたピラミッド型の医局体制は過去数十年間、全国の地域医療を支えてきたのは事実であって、あしき部分を取り除き、公平かつ有効な制度にして、地域の医療を守るべくつくりかえることは十分可能であると思います。

それは、医局のエゴが通らないように情報公開が伴って、派遣される医師も納得がいき、医師として能力を担保するシステムの開発です。

具体的にはどうするか。この図を見てください。(パネルを示す)今のシステムはこうです。単純に言えば、県内で10年間、救急がある病院で働いてくれたらオーケーですと、こういう単純なものです。ある意味、大型法人の囲い込みを手助けしているとも言えます。どう違うかということ、(パネルを示す)次にこの図を見てください。

まず、研修委員会というのを組織して、専門研修の前期の1年目と3年目

に大学を入れます。1年目は、精神科の基礎知識と必須経験を習得してもらう。2年目では、県内の指定病院、すなわち、大きな、研修するのに最適な病院に行く。3年目の大学では、大学でしか経験できない、社会的にニーズが高まっている高度医療を習得する。さらに、4年目は、各地域の精神科医療を支える基幹病院の中で、個別に研修医の指導を担う指導医と言われる医師がいる県内の研修病院に行くこととします。

この残りの4年間は、人事委員会の管理のもと、一定の技能を持った医師を育成していくことを目的として経験を積んでもらう。

この人事委員会には、三重大のみならず、研修病院の医師、そして、県職員もメンバーとして入るとともに、人事については委員会から県に報告をする。また、県は県内の各病院にこの人事を報告して、情報公開を徹底する。

こうすれば、教授に権力が集中して、教授に気に入られなければ飛ばされると、こういったあしき白い巨塔は防げると、こういうふうに思っております。

この件について、先日も三重大の内田学長、登学部長、竹田病院長ともお会いして、県の協力のもと、ぜひとも進めていきたいとお話をいただいたところです。また、こうした取組が成功すれば、全診療科にも広げていきたいとのことでした。

いろいろ申し上げましたけれども、私は、今回の提案はある意味、社会実験であると考えています。様々な問題が起こる可能性も多々あります。だから、実験なんです。ただ、この試みが成功すれば、必ずほかの診療科にも波及していくと考えています。

さあ、そこで、県として、今申し上げた新しい臨床研修制度に修学資金を利用して協力がいただけるか、お伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 御質問がございました精神科医師不足の解消のための新しい臨床研修制度の関連でございますが、改めてでありますけれども、三重県は10万人当たりの病院勤務医師数が全国43位と低位にあるほか、救急医療

を中心的に担う40代までの若手医師が減少傾向にあるなど、厳しい状況にあり、医師確保が喫緊の課題となっております。

精神科の関係でいきますと、卒後3年目から9年目の若手医師で精神科を選択する医師の割合が348名中7名と、割合で言うと2%程度と低迷しており、精神科医師の確保についても重要な課題であるというふうに認識しております。

県では今後、県内で勤務を始める修学資金貸与医師が増加する見込み、これは、平成30年で228人、平成28年で98名などの見込みがありますことから、これらの医師が県内で定着するよう、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりを行っていくこととしております。

より開かれた場で、広く関係者の連携協力のもとに仕組みづくりを進めていきたいと考えております。

御提案のあった新たな臨床研修制度についても、現在進めている仕組みづくりの趣旨に沿って、十分連携をとりつつ検討をしていきたいと考えております。

また、精神科医の確保に向けて、精神疾患の患者数が平成20年で323万人と4大疾病すべてを上回る現状となっていることから、国においても今後新たに精神疾患に係る医療体制についても保健医療計画に位置づけ、重点的に整備していく方向性を打ち出していること、並びに議員からの御提案や関係機関等からの御要望も踏まえ、医師修学資金の返還免除のための勤務対象となる医療施設に精神科救急医療施設を含めるよう、取組を進めたいというふうに考えております。

〔35番 竹上真人議員登壇〕

35番（竹上真人） ありがとうございます。満点の答えでございます。ありがとうございます。

白い巨塔とか社会実験とか、過激な表現を使いましたけれども、先ほども出ました、国で今計画している地域医療支援センター、まさしくこのセンタ

一の機能というのは、こうした新しい臨床研修制度をつくっていかうと、こういう試みなのであります。

ただ、今の話みたいに、つくったらハッピーなんて、こんな甘いものじゃないんです。本当にこれが機能するか。非常に、これ、難しい話でございまして、残念ながら三重県は今回選に漏れているというふうに伺っていますけれども、地域枠で合格した学生さん、もうすぐ卒業に向かっていくんです。特にこの地域枠で合格していただいた方が地域で医師として活躍してもらうための制度設計を、それまでに必ずつくっていかなくやならんと、こんなふうに思っております。

そうした意味から、こうした社会実験というのは私は必要だと思っておりますし、必ず今後の地域医療支援センターの設立に生かされるというふうに確信をしております。幸い、今日は本当に満足のいく回答をいただいたと思いますので、今後とも三重大と協力して、本当に困っている病院を救う制度の構築に、県も汗を流してほしいと思います。

それでは、最後の質問に参ります。

三重の防災について、様々な角度からお聞きしたいと思います。

まず、冒頭申し上げたとおり、今回、台風12号で三重県は甚大なる被害に遭いました。地域の消防組織や自衛隊の皆さん、県や市町の行政の皆さんなど、関係者の御尽力に深く感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

ところで、県では現地への職員派遣など、懸命に努力してもらっていますが、こうしたことがマスコミに取り上げられることもないために、県は何をやっておるのやと、こんなことをよく言われるんです。

知事におかれましては、職員のモチベーションもそうですし、やっぱり県民の皆さんに対しても、そうしたことも積極的に情報発信をお願いできればと、こんなふうに思います。

さて、先月、宮城県の女川町の町長から、5月に訪問した関係で私のもとへ手紙が参りました。一部紹介させていただきますと、数千人いた避難所生活者も現在は340人程度まで減り、また、町内に仮設店舗による商店の営業

再開など、少しずつではありますが、町の再生は着実に進んでいる状況にあり、皆様からの温かい御支援と励ましを支えに頑張ったいと存じますと、こういった内容です。

まさに、現地では少しずつではありますが、着実に復興に向け、不断的な努力が始まったところであります。

この東日本大震災の教訓を生かして、私たちは、今後起こると言われている東海・東南海・南海地震へ向けて、三重県の防災に取り組んでいかなければなりません。

そこで、この地震の教訓とは何だったのか。私なりに考えたことを幾つか述べていきたいと思います。

まず、言えることは、ハードへの過信であります。自分たちのまちには、高い堤防ができた。まずこれを超える津波は来ない。しかしながら、実際にはマグニチュード9というとてつもない地震が起こって、想定をはるかに超える津波が押し寄せた。逃げおくれた方が犠牲になった。ハードの整備は決して無用というわけではありませんが、改めてソフトの重要性を学んだ気がいたします。

中でも、釜石の奇跡に代表されるソフト、とりわけ教育の重要性です。この釜石の奇跡とは、群馬大学の片田教授が釜石市の防災・危機管理アドバイザーとして、地震が起きたらとにかく逃げることを目標にした防災教育が効果を発揮し、市内の小・中学生3000人が無事避難しました。一方で、釜石市の死者、行方不明者は1300人に上りました。

片田教授は新聞のインタビューにこのように答えています。

瞬時の地震被害と違って、津波は10分から数十分間に高台に逃げれば助かる。釜石市の被害者の65%はハザードマップの想定区域外の方でした。ある小学校では、全員が避難を完了してから大津波警報を聞いています。

犠牲者は、逃げなかったか逃げおくれたから亡くなった。これは愕然たる事実です。被害想定が避難の足かせになったとしたら、ハザードマップや予想波高の広報はやめるべきです。

どのような情報であれ、人は都合のいいように解釈してしまう傾向にあります。情報はなくても命は助かるということを釜石市の子どもたちは示してくれた。

こういった内容でございました。教育の重要性を改めて教えていただいたと思います。今後、三重県でも防災教育に力を入れていただきたい。しかしながら、問題は大人のほうなのであります。いかに防災に対する意識づけを行っていくか、これは本当に難しい。天災は忘れたころにやってくるという有名な言葉がありますが、いかに風化させずに県民の皆さんに啓発していくか、今後の大きな課題であると思っています。

さらに、釜石市では犠牲者の7割が高齢者で、身体的な理由で避難できなかった方もみえた。いわゆる要援護者と言われる方をどう救うか、これも新たな教訓であると思います。

三重県では平成18年に災害時の要援護者避難対策マニュアルを策定して、現在、各市町で既に全体計画はでき上がっています。ただ、そこからが難しい。

具体的にこの後、要援護者の名簿をつくり、そして、個別のだれがだれを援護して避難させるのかという避難計画をつくるわけです。今、民生委員や自主防災組織の皆さんにお願いして名簿をつくっておりますが、これが進んでいかない。いわゆる、個人情報壁なのであります。何とかならないものか。県として市町に対して具体的な解決方法を示すなど、もっと協力すべきだと思います。

3番目の教訓であります。大災害に対して体制の整備と組織の問題であります。

東日本大震災が起こった後、県でも大混乱になった。津波被害は我が県の水産業にも及び、国難とも言えるこの災害に、救援の人的支援や救援物資の手配など、様々な混乱が生じました。実際にこうした災害時に、だれが何をするのか、例えば救援物資はどこが管理するのか、人的な応援の取りまとめはどこが行うのか、被災した方が三重県に来たときの対応はどこで分担

するのか、様々な決め事がない中で、防災危機管理部がすべてを担うことは不可能でした。

震災発生後、防災危機管理部の職員は本当によく頑張ってくださいましたが、実際にこの部の職員数は70人で、こうした大災害に対応できる人数ではない。

実際に、今回の台風12号の被災状況について、正確な情報がなかなか対策本部へ上がってこなかった。我々議会にも被災状況を今月6日の代表者会議で報告いただきましたが、現地から入ってくる情報とかけ離れた報告でした。

決して、防災危機管理部が悪いと批判しているわけではありません。システムの問題であると思うんです。こうした被災状況の報告は、市町から県民センターを通じて県へ上がってきます。大災害で現場が混乱する中、正確な情報をとるということは至難のわざです。

いかにふだんからつき合いがあるか、フェース・ツー・フェースの関係になっているか、大事なのはこうした点で、信頼関係であると言えます。

端的な例を申し上げますと、台風12号のとき私は、地元の被災状況を調査するために松阪庁舎へ行きました。まず、建設事務所へ行くと、室長を筆頭に6班体制で臨んでおりました。次に、農林商工環境事務所では、室長を筆頭に4人で、やはり有事に備える体制でありました。ところが、県民センターへ行ってみると、職員が2人だけで管理職はゼロ、うち1人は再任用の方で、正規の職員は1人だけ、電話対応に追われている様子でした。不思議に感じるのは私だけでしょうか。防災危機管理部の出先機関である県民センターです。

ちなみに、この後、松阪市役所に行きましたが、こちらは100名以上が出て、おのおのの業務に当たっておりました。

組織論として、こうした災害に対応するためには、本来、機動性です。情報収集能力、そして、何よりも、号令一下、全職員が事に当たる人数が必要になります。個人的には、野呂知事時代にも一度俎上に上った、県土整備部と防災危機管理部の統合が正しいように思います。今後の組織のあり方につ

いて、御一考いただきたいと思います。

最後の教訓として、エネルギーの大切さと風評被害の恐ろしさであります。

エネルギーに関して、これほど考えさせられた夏ありませんでした。電力料金の値上げなどの話はもとより、家庭や職場での節電、産業の空洞化の議論などなど、様々な場面で自然と口に出るといった様子でした。

菅前総理大臣が唐突に言い出した脱原発ではありますが、国民の賛同を得た面もありました。ただ、中には、太陽光発電などの自然エネルギーで原子力発電を即座にカバーできるといった現実離れした議論もありました。

一方で、この夏をほぼ原子力発電がとまっている状態で乗り切ったのも事実です。今後示される新エネルギービジョンでの議論を待ちたい、このように思います。

そして、最後に風評被害であります。こんな話を聞きました。シイタケなんです。全国的な流通大手から、福島県産の原木からとれたシイタケの出荷を見合わせてほしい旨の申し出が、生産者にあったそうです。もちろん、3月11日以前に仕入れた原木です。

実は、原木シイタケの原木の産地は福島県が日本じゅうのかなりの部分を占めていて、全国的に、今、原木が足りないという事態になっていて、シイタケ農家では死活問題になっております。

確かに風評被害の中で、福島県産の原木からできたシイタケが売れないかもしれない。けれども、企業の社会的責任というものをどうとらえているのかと、こうやって私は言いたくなります。

一方で、住民や行政の側はどうかというと、8月に行われた京都の大文字焼きでの騒動、強烈な印象を私たちに残したような気がします。結果だけを見れば、陸前高田市の市長が騒がないでくれと怒るほど、風評被害をあれほどうまく演出したイベントはなかったように思います。

また、昨日、新聞で、福島県の花火を上げることにに対して市民から苦情が寄せられて中止をしたというふうな記事を見かけました。政府の対応のまずさも、住民の皆さんが不安になるのもわかる気がいたしますが、やはり

やり過ぎではないでしょうか。

ここまで来ると、寄ってたかって被災地をいじめているような印象さえ受けます。余りにも極端なんです。せめて、せめてですよ、三重県だけでも、決してこのようなことはしないでいただきたい。

東北、特に福島県では、大変な災害に遭い、その上、さらに風評被害にさらされています。せめて我が県だけでも、福島県をはじめとした被災地の農作物に何らかの支援ができないか、検討をお願いしたいと思います。

以上が私なりに考えたこの震災の教訓であります。

知事も数回現地へ行かれていることと思いますので、知事なりの教訓や、今後の県政に反映させていきたいことなど、様々なお考えがあると思います。また、今回の台風12号もございました。その中で、知事のお考え、御所見をお願いしたいと思います。

最後に、市町から要望の最も多い事項についてお聞きます。

市長会、町村会ともに要望の多いのは、消防救急無線のデジタル化への支援です。

電波法が改正された関係で、平成28年5月までに従来のアナログ方式からデジタル方式に移行する必要があります。今回、三重県が受託していただいて、現在、実施設計中と伺っております。

このデジタル化に伴い、県を一つの区域として共通波を整備することによって、アナログ方式ではできなかった各部署や消防本部との無線交信が可能となり、大規模災害時に消防の広域的な応援体制が強化されるそうです。

県も、中継基地を提供するなど、安くする努力をいただいておりますが、この整備費は概算で28億円かかります。さらに、広域の共通波とは別に管内でのデジタル化も必要となるために、さらに全体として45億円が追加されます。

市町にとって大変な負担となる。特にこの整備費については、単独でつくったときにどれくらいかかるのかと、まずそういう計算をして、それで費用分担するというやり方ですので、面積が広くて山間部が多い中山間地の市町

が多額の費用負担となります。そういうところほど財政基盤が弱いため、関係市町から悲鳴が上がっています。

現在、宝くじ市町振興基金から一定額を出す方向で検討していただいていると聞いていますが、さらに県の財政支援も含めて検討いただけないか、お聞きします。

以上、2点についてお答えいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 御質問がございました、東日本大震災、そして、台風12号、この対応を通じての教訓ということですが、東日本大震災では本当に多くの教訓や課題がありますけれども、避難体制、あるいは迅速かつ的確な情報収集、伝達など災害時の初動対応、これがいかに大切かというのを学びました。

また、今般の台風12号でも、被害の大きかった市町において、被害状況の把握に時間を要して、公表している被害情報が現状を反映していないと、そういう課題もあったのも、これは否めないところで、私も実感をしておるところであります。

こういう教訓や課題に対応して、今後の情報収集の方法、被害情報の提供のあり方、検証を行った上で改善を図っていきたいと考えております。

特に、発災後、その教訓の中では、先ほども少し三谷議員の御質問の中でも答弁させていただきましたが、方針の統一、情報共有の徹底、そして、活動の自治、まさに竹上議員がおっしゃった地域の県民センターとかにおける活動の自治、そこが、本当に自分たちが自分たちで考え、自分たちとして行動できる人員やシステムを構築していくことの大切さというのを、私も実感しております。

特にその活動の自治という点では、先ほど三谷議員の御質問の答弁の中でも述べたアメリカのFEMA。FEMAは、2005年のハリケーン・カトリーナのときに、そこから組織を2007年に見直したんですけれども、その柱の一つが地域管理局、10個の地域管理局を強化しようと、そこで、その現場現場

で対応できるようにしようと、そういう組織の見直しもありました。そういうものも参考に検証を行っていきたいと考えております。

また、災害時の電源確保、通信手段の確保、こういう部分についても課題があると感じましたので、市町が行う非常用発電機や衛星携帯電話の整備、これも進めていきたいと思っておりますし、あと、迅速な避難という観点では、避難勧告、避難指示の判断基準、それから、個人情報等の壁という話もありました災害時要援護者名簿の整備、こういうものについて市町にその促進を働きかけていきたいと思っておりますし、整備しっ放しではなく的確に運用できるように、日ごろからのコミュニケーションとシミュレーション、そういうものもしっかりとやっていきたいと考えております。

また、組織体制につきましては、やはり、これは平時の組織だけじゃなくて、実際に発生した場合に、じゃ、どういう体制で臨むのかということも含めて、今回の台風12号の教訓も踏まえて、災害対策本部の機能について検証を行う中で、本県の危機管理体制のあり方についても必要な検討を行っていきたいと考えております。

また、議員から御指摘がありましたエネルギーの問題と風評被害。エネルギーについては、エネルギー政策は国あるいは事業者がやるものという固定観念を脱却して、しっかり地域で安全で安心なエネルギーを確保する。あるいは豊かな産業をしっかりとつくっていくために電力を確保すると、そういう観点から当事者としてしっかり取組を考えていきたいと思っておりますし、今度の新エネルギービジョンにおいては、これまでの、環境、エネルギーで目標値だけを競うような、そういうようなビジョンではなく、先ほどの成果の話ではありませんが、具体的なプロジェクトをしっかりと記載して、それに取り組んでいくというようなことをやっていきたいと考えております。

そこには、三重県の特性を生かした太陽光発電、三重県は日照時間が多いですから、あるいは木質バイオマス、そういうものも含めていきたいと考えております。

あと、風評被害については、10月に農商工連携フェア、あるいは11月にリ

ーディング産業展、こういうところで東北の物産も販売していきたいと思えますので、そういう風評被害に困られている方々の応援を、あらゆる機会を通じてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

〔大林 清防災危機管理部長登壇〕

防災危機管理部長（大林 清） 私のほうからは、消防救急無線のデジタル化について御答弁申し上げます。

現在、県といたしまして、市長会、町村会からの要望を受けまして、広域的支援の観点から、基本設計でありますとか建設工事などの業務を受託し、市町の取組を支援しているところです。

県は業務を受託するに当たりまして全市町と協定書を締結いたしまして、県内の地理的条件等により生じる財政負担については全市町が協力して負担するようお願いもしたところでございます。

このため、市町及び消防長会では本年度、三重県消防救急デジタル無線整備あり方検討会を設立し、各市町の負担割合や今後の維持管理等の受け皿について協議を進めていただいております。

県といたしましても、県の役割を踏まえつつ、市町の負担軽減が図られるよう、この検討会の協議に参加しております。今回の消防救急無線のデジタル化のために必要となる県防災行政無線の改造費用などに対しまして、県としても所要の措置を講ずるということで、市町と現在協議を進めておるところでございます。

今後とも、県内市町が行う消防救急無線のデジタル化が円滑に進むよう、県としても取組を進めてまいりたいと考えております。

〔35番 竹上真人議員登壇〕

35番（竹上真人） ありがとうございます。

デジ化のお話は、もにやもにや言いながら頑張っていたいていくというふうな回答やったのでありがたいと思います。

そして、時間も押していますけれども、一つちょっとお願いをしておきたいのが、先ほど、知事、触れられませんでしたけれども、個人情報保護の話

ね。

これ、市町のことで皆さん思うかしれないけれども、市町の条例というのは大体県の条例を見てつくってあるんですよ。県の個人情報保護条例、このところで、いわゆるこういう災害に向けての避難計画のものについては例外規定を入れていただきたい。そうすれば、必ず市町へ波及していく。市町の動きも活発になるんじゃないかと。そういったことを県としてはやっぱり援護射撃をしていかなくちいかんと、こんなふうに思います。

最後に、一つだけ確認。

私が本当に憤りを感じておる話が風評被害なんです。先ほども申し上げたとおり、苦情のせいにして被災者をむち打つようなことは三重県は絶対しない、知事、約束願えますか。どうですか。

知事（鈴木英敬） 三重県ではそういうことのないように、しっかりと約束したいと思います。

〔35番 竹上真人議員登壇〕

35番（竹上真人） ありがとうございます。

もうちょうど時間となりましたので、質問のほうを終了いたします。

ありがとうございました。（拍手）

議長（山本教和） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

議長（山本教和） 暫時、休憩いたします。

午後0時25分休憩

---

午後1時30分開議

開 議

副議長（中村進一） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 質 疑

副議長（中村進一） 日程第3、議案第1号から議案第21号まで並びに認定第1号から認定第4号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

16番 水谷正美議員。

〔16番 水谷正美議員登壇・拍手〕

16番（水谷正美） 台風12号によりましてお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災に遭われた方々のお見舞いを心から申し上げます。

新政みえの水谷正美でございます。議案第4号につきましても質疑をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

鈴木県政になりましてから、この議案第4号のみえの観光振興に関する条例が初めての政策条例の上程だというふうに考えております。したがって、今までは、給与に関する条例とか、いろいろありましたけれども、知事の思いがこの条例の前半の前文にかなり含まれているんだらうという思いでこの条例を読ませていただきました。

先ほど県政ビジョンにつきましても議論もかなりございましたけれども、この条例において協創の概念というのはどのように含まれているのかという点についてお伺いをしたいというふうに思っています。

私自身は、過日の議案聴取会で、野呂県政のときよりは、協創という概念を持って、例えばこれからの事業を予算化していくときに、それが協創に合ったものかどうかという見方をすれば、かなりの部分スリム化できるものもあたりするのではないかという思いもございまして、以前の政権よりはわかりやすくなったんじゃないかというふうに考えています。

この観光振興条例の前文なんですけれども、前の政権のときに審議会で相当もまれた後に鈴木知事が誕生して、手直しがなされています。これは議会から申し入れをした部分もあるわけですが、知事の県政ビジョンをつくり上

げる過程で思いもかなり入ってきたんだというふうを考えておまして、まずそこから説明をいただきたい。先日の議案の提案理由の説明では物足りないというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

知事（鈴木英敬） みえの観光振興に関する条例案ですが、前文で主に大きく三つの思いを込めさせていただきました。

まず、1点目は、本県がおもてなしの原点の地であるということ、それから、東西の交流の場であったと、そういう時代認識をお示ししたいということであります。

本県は、日本人の旅の原点とも言われるお伊勢参りの目的地としてあこがれの地であるとともに、多くの旅人を温かく迎え、もてなしの心を今に伝えてきた地でもあります。式年遷宮という、全国から注目が本県に集まるこのチャンスを逃さず、かつてのにぎわいをこの三重の地に再現していくことが重要であると考えています。

2点目、込めた思いといたしましては、観光振興を通じて地域のアイデンティティーを再構築し、確立させていきたいということであります。

アイデンティティーの確立が地域に対する自信を深め、誇りの醸成につながります。自分たちのアイデンティティーとは何かを考えたり、また、他の人々に伝えていく際、最も有効な方法の一つが観光であると考えております。その意味において、今回の条例案には、まさに三重県観光のアイデンティティーを定める、そういう考えで思いを盛り込ませていただきました。

そして、3点目は、観光産業、これを大きく発展させていきたいということであります。

観光産業は、宿泊、飲食、運輸、製造、農林水産、いろんな幅広い分野に波及する、すそ野の広い産業でありますことから、多くの期待が寄せられています。この観光産業を、三重県経済を牽引する産業の一つとして大きく育てていくことが重要であるというふうな思いを込めさせていただきました。

そして、議員御指摘のあった協創や県民力という点においては、県民自身が観光地の形成に積極的な役割を果たしてほしい、そういうことにも大いに

期待と思いを込めさせていただきました。この点については、条文の中に、前文でないところでもありますけれども、県民の役割というのを書いておりますが、こういうものを具現化するような事業についても今後検討していきたいというふうに考えております。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

16番（水谷正美） ありがとうございます。

もう少し聞かせてください。アイデンティティーの確立についてです。

観光振興という取組は、「郷土に対する誇りを持ち、愛着を感じることでできる社会の実現に貢献するもの」だと。この部分でそのことを言わんとしているのかということが1点。

そして、産業についてですが、この産業を本県の経済を牽引する産業の一つに育てたいという思いだとおっしゃいました。私は北勢に住んでおりますから、コンビナート産業を中心とした四日市ですけれども、どのぐらいの規模の産業にしようという目標があるのかというのを2点目としてお伺いしたいと思います。

知事（鈴木英敬） 1点目のアイデンティティーの関係であります。議員御指摘の引用していただいた場所、ここにおいて、まさに「地域の存在価値を確立させる過程を通じ、郷土に対する誇りを持ち、愛着を感じることでできる社会の実現に貢献する」という部分においてアイデンティティーというのを表現したいと考えております。

そして、観光産業の規模ということではありますが、具体的に例えば何兆円とか何億円ということを今申し上げることは、少しまだ精査できておりませんので考えておりませんが、ものづくりによる輸出産業、これももちろん育てていくんですが、そこに一辺倒にならない、私、よく言わせていただく強靱で多様な産業構造が大切であると言っている中の一つに観光というものを大きく位置づけていきたいと思っておりますし、3次産業、サービス産業の中で、観光産業というのはその中でも突出したものとしてこれから育てていきたいと、そういう思いであります。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

16番（水谷正美） 知事の一つの産業として育てるところについては、もうちょっとわかりやすく、どれぐらいの規模なんだということをお示しいただければというふうに思います。

例えば、その観光の北勢における入り込み客数というのは、1600万人を昨 year 超えてまいりました。東紀州ではその10分の1ですね。160万人規模だと。その160万人の入込み客数をどれぐらい増やして、どれぐらいの産業規模にして、そして、もし北勢の税収がままならないというようなときに、安定的に先ほどお話しになられた中長期的な産業構造にしていくと。そのビジョンのところをもう少し、今後わかりやすくしてくれるかなというふうに思っております。

そして、最後に知事のお話しになられた、県民と協働して協創するんだという部分です。どういうふうに協創をするかというところは条文に含まれているというふうにお話しになられました。僕はそれはどこなんだろうなというふうに考えますと、以前、野呂知事のときに僕は提案したことがございまして、観光地の景観を県民に写メールで送ってもらおう、別に、立派なカメラ、三脚を持っていい景観を探して送っていただくということは、もちろん、そういうコンテストもあるんですけども、県民一人ひとりに携帯電話で撮ってもらって、あるいは、ここの景観を、もう少し電信柱をずらしたらもっといい景観になるのになというようなアイデアまで県民から募集したらどうだろうなという提案をしたことがございます。

この条文の第9条ですが、「県は、本県及び県内の観光地の情報提供の充実強化を図るため、印刷物、情報通信技術その他の媒体を活用し、観光宣伝活動の促進等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」とありますけど、ここのところは県民一人ひとりの協創によってできる部分じゃないかというふうに考えているんですが、どうでしょうか。

農水商工部観光局長（長野 守） お答えいたします。

今の写メール、カメラつき携帯電話等によって景観づくりということでご

ございますけど、これが観光に生かしていけないかと、こういう御質問だったと思います。

地域には地域に住む人しか知らない景観とかすばらしい地域資源がたくさん、まだまだ埋もれていると思っております。県民の皆さんにそういう隠れた観光資源を発見、認識していただくということは、地域への愛着や誇りをはぐくむことになるというふうに考えておまして、県民の観光行動の促進につながるものと思っております。

先ほど議員からも第9条の話が出ましたけど、この条例の規定の中では、今、県民の観光行動ということは、条例案におきましてもそれを促すということで、郷土に対する誇りと愛着の醸成をうたっているところでございます。

平成25年10月の式年遷宮を契機といたしまして、全国から多くの観光客が訪れられます。条例の前文にもありますように、伊勢への旅というのは旅の原点。今、知事が申し上げましたとおりでございます。三重県を挙げておもてなしの心を持ってお迎えをしていきたいというふうに考えております。

県民が参加できる、このような写メールのような取組を行うということは、県民にとっても自らの地域を深く知ることになって、式年遷宮を契機とした県内の機運の盛り上がりや、県民が自信を持って県外からのお客様に三重県の魅力をお伝えすると、こういうおもてなしの向上にもつながると考えておりますので、今のこのような取組につきましては、奈良県が景観づくりということで先に取り組んでおられますけれども、今後観光の面でも実施に向けて検討させていただきたいというふうに思っております。

知事（鈴木英敬） 少し補足をさせていただきますけれども、奈良県の取組の私がいいなと思っているのは、いいところだけをやるんじゃなくて、後世にこういう風景は伝えたくないよねとか、こういう地はやっぱり観光の奈良あるいは景観の奈良としてよくないよねという、両方を県民の皆さんの目で伝えていただくという、そういう取組になっていると思いますので、そういう奈良県の取組の成果、そういうもの、あるいは課題なんかもしっかり勉強して、実施に向けて検討していきたいと思います。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

16番（水谷正美） ありがとうございます。

前向きな御答弁をいただきました。まさに鈴木知事のおっしゃる、県民とともに作り上げようという協創の理念に一致した事業だと思しますので、ぜひ取り組みいただければというふうに思います。

それと、野呂知事のときに、今年じゅうに基本計画をつくり上げようという動きがございました。そして、来年の3月になってしまうということでございます、基本計画につきまして。先ほど議員説明会でお伺いしたところでございますけれども、これは前倒ししたほうがいいんじゃないかという思いを持ち始めています。それはなぜかという、福島のこともありました、三重県において、大変外国人の方の入り込み客数が減ってきているということ、そして、鈴木知事が誕生して営業本部長だというふうに自らおっしゃっているということ、この年に最低の入り込み客数という数字はままならないというふうに思っております、そのあたり、知事の思いをお伺いしたいんですけれども。

知事（鈴木英敬） 計画の策定期間につきまして、今回の条例案、御審議をいただいて御承認をいただきましたら、再度、観光審議会とかもいろいろ設置をする規定になっておりますので、その点も踏まえて、前倒しできるかどうか、いま一度精査したいというふうに思います。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

16番（水谷正美） ありがとうございます。

私の友人のリクルート社の『じゃらん』を担当している方なんかには言わせると、三重県の基本計画が来年の3月というのはどうなんだろうか、つまり、伊勢神宮をはじめ、初もうでの時期までに計画が練り上がっていたほうがいいんじゃないのかという話も聞かせていただいたことがございます。これはぜひ前倒しをして、営業本部長としての成果をお出しいただければというふうに思っております。

以上で終わります。（拍手）

副議長（中村進一） 34番 中嶋年規議員。

〔34番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

34番（中嶋年規） 自民みらいの中嶋でございます。

私からも、今回の台風12号で被害に遭われた皆様方にお見舞いを申し上げたいと思いますし、現場のほうで懸命な対応をしていただいています県、市町の職員の皆さん、そして、また、多くの災害ボランティアの皆さんに感謝を申し上げたいというふうに思います。

時間がないので、早速質疑に入らせていただきます。

最初は、平成23年度三重県一般会計補正予算の中のみえ産業振興戦略検討事業というのが738万5000円というのを計上していただいております、これについてちょっとお尋ねしたいと思っておりますが、知事の提案説明におきまして、内外の厳しい環境の中で、地域から日本経済をリードしていくため、三重県が今後、何を成長産業と位置づけ、何で雇用を生み出すのか、強靱で多様な産業構造をいかに構築していくのか、中長期的な視点から、新しい意味での産業戦略について検討を進める姿勢に立ってということで、今回の事業を上げられたというふうに言っております。

6月の所信表明のときにも、先ほど竹上議員の代表質問にございましたが、知事のほうから、この三重県をものづくりの拠点として、日本経済をリードする、そんなところまで持っていきたいという強い思いが出ておまして、この事業というのはまさに知事の思いがいよいよ動き出す第一歩かなというふうに受けとめております。

そうした意味で、改めてどういった思いで今回の産業振興戦略を策定していこうと考えていらっしゃるのかをお伺いしたいと思いますし、また、あわせてなんですが、これまで北川県政、野呂県政において、例えば平成9年の3月にみえ産業振興ビジョンというのをつくっております。それを踏まえてにもなりますが、平成14年の1月には三重県産業政策検討委員会の提案書というのがあったり、平成15年の3月にはクリスタルバレー構想推進プログラム、また、平成18年には三重県知的財産戦略ビジョンと幾つもの計画をつく

って、産業政策を推し進めてまいりました。

例えばみえ産業振興ビジョン、15年前になるわけですがけれども、例えばの例で申し上げますが、このビジョンでは戦略的に振興していこうという新産業として、ビジタズ・インダストリー、集客交流産業、それから環境産業、情報産業、健康産業と、この四つの分野に新産業として県として取り組んでいくんだということを言ってきたのはおったんですが、なかなか思うようにしていないところも多々ございます。

こういったこれまでの様々な計画で、できたこと、それからできなかったこと、こういったことを明らかにして、また、さらに、ほかの都道府県でも同じような産業戦略をつくってきてうまくいっていない事例というのがたくさんあるかと思います。こういったことをしっかり分析して今回の検討に当たっていただければと思うんですが、そのあたりについてのお考えがあれば御答弁いただきたいと思います。

知事（鈴木英敬） みえ産業振興戦略の検討についてでありますけれども、御案内のとおり、現在の円高あるいはグローバル化、そういうような中で、既存の社会システムや産業構造、この見直しをしなければならぬというのは、日本じゅうの方々がそう思っていたというふうに思っております。

こういう状況の中で、私自身は、三重県は、本当にこれまで有数のものづくりを支えてきた、すばらしい技術を持った中小企業、そういうようなものを持っていて、非常に日本経済をこれからリードしていくポテンシャルのある地域だというふうに考えております。その意味で、この地域、三重から日本経済を支え、リードしていくという気概を持って産業振興の戦略をつくらなければならない、そういう強い思いであります。

そして、戦略の策定におきまして、今後、三重県が何を成長産業と位置づけ、何で雇用を生み出していくのか、そして、そのための強靱で多様な産業構造をどのような方向で構築していくのかについて、職員自らが多くの県内外の企業を訪問し、課題や今後の展開方向までもしっかりと把握した上で、

そして、私自身も職員と一緒にあって検討を進めてまいりたいと考えております。

先ほど中嶋議員からありました、これまでもいろいろ振興戦略とかがあったということについて、この評価を踏まえてやっていくというプロセスの重要性、これは私も大変同感しているところであります。

また、今回の検討が一過性のものにならないように、ローリングしていくというんですか、そういう仕組みも取り入れていきたいと思えます。

それから、もちろん今回の議案が通ってからの取組となりますが、一番今までと違う点としましては、先ほど職員が県内外の企業を訪問しとありますが、1000社を目標に県内にある企業を回って、要は現場の思いに基づく、そういう戦略にしていきたい、そういうふうな思いであります。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

34番（中嶋年規） ありがとうございます。

まさに我が意を得たりの部分で、要はコンサルタントに丸投げしてつくるというような、もちろん今まではそれをやってきたという意味ではないんですが、より現場の声と、それと現場の状況を肌身で感じていただいた職員の皆さんが議論をして、その中に専門家の方、有識者の方というのをまぜた中で、三重県の今後の成長産業というものを見出していただけるような戦略づくりにぜひ取り組んでいただきたい、それをまた適宜、議会のほうにも御報告をいただきたいというふうに思えます。

もちろんその戦略の中には、今回知事がビジョンの中で取り入れたいと思っていらっしゃる協創とか、そういった部分もぜひ色濃く出していただければなと思う次第であります。

じゃ、次の質疑に入らせていただきます。

2本続けてさせていただきますが、まず一つが先ほどの水谷正美議員も御質問されましたみえの観光振興に関する条例、もう一つが三重県住宅供給公社の解散についてということでお聞かせいただきたいというふうに思えます。

先ほど知事のほうからも、観光審議会というものを今回設置して、いろい

ると今後の三重県の目標とするべきところについて検討していただくということも御答弁いただいておりますが、まず、その前段というか、今ある三重県観光事業推進審議会というのが昭和34年につくられておったみたいなんですけれども、今、三重県のホームページを見ますと、選定されている委員数ゼロ名ということで、全く活動していない状況でございます。この前身となる三重県観光事業推進審議会というのは、今まで何をやってきたのか、どういう成果があったのかというのを教えていただきたい。それを踏まえて、今回の第25条で書いていただいております観光審議会、一応書いてあることは、「本県の観光の振興に関する重要な事項について、知事の諮問に応じ調査審議する」と、こうなっておりますが、こういった内容を具体的に審議していただく予定なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

もう一つ、三重県住宅供給公社の解散でございますが、昭和41年の設立から、その役割を終えたため、このたび解散ということで議案を出していただいております。今もほか9県で公社が清算済みあるいは清算中という状況で、三重県が10県目になるのかどうかということだと思うんですが、まず一つお尋ねしたいのは、保有財産、保有資産の状況、それとその処分の方針というのはどうなっていくのか。

それから、二つ目は、現在勤務していただいている方、常勤の方2名、嘱託職員1名、この方々の今後の処遇ですね、解散後の。どのように考えていらっしゃるのか。

それから、三つ目ですが、今回の解散については、北川県政の際の行政システム改革で住宅供給公社のあり方というものをどうだろうという議論がスタートして、長年解散ということの最後の一步ができていなかったという意味においては、今回鈴木知事が進める行財政改革の先駆けというふうに評価したいというふうに思っております。

今後これから進められていく行財政改革の中で外郭団体等の見直しを図るということは書いてございますけれども、今回の住宅供給公社と同様に、外郭団体の解散も含めた抜本的な見直しを行っていく考えかどうか、そのあた

り、お伺いしたいと思います。お願いします。

農水商工部観光局長（長野 守） 観光審議会に関する御質問でございます。

本県では昭和34年に、先ほど議員が申されました三重県観光事業推進審議会、この設置条例を設けまして以来、県内の観光事業に関する総合施策の樹立につき必要な事項について、調査審議を行ってまいりました。

直近の事例といたしましては、直近でも平成5年前後にさかのぼるんですが、平成5年3月に策定をされました新三重県観光基本計画における審議、それから、平成6年の世界祝祭博覧会後の観光振興の取組をどう進めていくのかなどを議題として開催をしてまいりました。

しかしながら、平成6年3月に開催された審議会を最後としまして、長年その機能が停止したまま今日に至っておるという状況でございます。

観光を取り巻く環境が一段と厳しくなる中で、専門的かつ総合的な観点から、三重県観光の持続的な発展のあり方について、有識者から助言を得るとともに調査審議をしていただくということは大変有益なことであるというふうに考えております。

そこで、今回の条例案の検討に当たりましては、改めて審議会の機能を復活させる、このため、第5章におきまして三重県観光審議会の設置に必要な条項を設けたところでございます。

従前の設置条例については廃止をさせていただきまして、新たに本条例案の中に位置づけるということによりまして、観光施策の推進と一体的に審議会を機能させてまいりたいと、このように考えております。

現在、審議会委員の人選につきまして調整、検討しているところですが、条例制定になりました後、速やかに審議会を立ち上げてまいりたいというふうに思っております。

審議会で御審議をいただく内容でございますけれども、条例に基づきます基本計画、基本計画の各検討段階におきましてこれを御議論いただくほか、あるいは、当然これに基づきまして施策を進捗していくわけですが、その進捗の状況等を。

副議長（中村進一） 答弁は簡潔に願います。

農水商工部観光局長（長野 守） 御審議いただく、このように思っております。

審議会を十分に活用することによりまして、観光施策の評価、改善のサイクルを確実に回していきたい、このように考えております。

総務部長（植田 隆） 外郭団体の見直しにつきましては、行政システム改革以降、外郭団体改革2001基本方針でありますとか外郭団体改革方針に基づきまして、これまで取り組んできました。

平成15年度以降は、出資法人の議提条例に基づきまして、経営状況を公表するとともに議会にも報告させていただきまして、自律的で責任ある経営を促してきたところでございます。

平成14年の外郭団体改革方針以降、およそ10年が経過をしております。そのため、民間の受け皿の状況でありますとか社会経済情勢の変化に伴いまして、改めまして団体の目的、事業内容について精査し、再検討する必要があると思っております。

また、財政的支援でありますとか人的支援など、団体に対する県の関与のあり方につきましても検討する必要があると考えておりまして、今年度は新たな行財政改革の取組の中で、外郭団体等の見直しの一環として外部の専門家の意見も聞きながら、三重県行財政改革推進本部におきまして団体の見直しの視点でありますとか県の関与のあり方の考え方などを取りまとめいたしまして、その後、個別の団体の見直しを進めていきたいと考えております。県土整備部理事（廣田 実） 三重県住宅供給公社に係ります平成22年度の資産状況でございますが、まず、流動資産といたしまして、現金、預金、有価証券等で約18億円、固定資産といたしまして、建物等の資産、また、後は長期の有価証券等で約19億円となっております、資産合計は37億円でございます。

一方、負債としまして退職給与引当金等で7億円がございますので、資産から負債を差し引いた余剰金は約30億円でございます。

なお、この余剰金につきましては、地方住宅供給公社法の第38条に基づきまして、地方公社の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを地方公社に出資した地方公共団体に、出資額に応じて分配するという規定をされておりますことから、最終的には出資者でございます県に余剰金は納めるといふことになるということでございます。

続きまして、職員の処遇でございますが。

副議長（中村進一） 答弁は簡潔に願います。

県土整備部理事（廣田 実） 理事長等の役員と総務課につきましては既に、住宅供給公社、土地開発公社、道路公社に統合をいたしております。その他、今日、住宅供給公社で専任で業務に当たっておりますのは、再雇用職員ほか3名でございます。

解散後につきましても、清算業務が当面残りますことから、職員の処遇については特に問題はないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

34番（中嶋年規） ありがとうございます。

じゃ、これで終わります。ありがとうございます。（拍手）

副議長（中村進一） 23番 中川康洋議員。

〔23番 中川康洋議員登壇・拍手〕

23番（中川康洋） 公明党の中川康洋でございます。議長の御了解をいただきまして議案質疑の機会をいただきまして、大変にありがとうございます。

私からも台風12号に関しまして、今回被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、今日午前中の閣議で、この三重県を含めた激甚災害の指定が閣議決定をされたということも伺いました。この件については、本来ならもう少し時間がかかるところを、県並びに市町の関係職員の方々の強い要望によってこのように早期の指定がなされたことというふうに思います。この指定に基づいて早期の復旧が進められますことを心から願うものでございます。

それでは、議案の質疑に移らせていただきます。

私も、先ほどの中嶋議員と同様、議案第21号に関する質疑、三重県住宅供給公社の解散についての質問をさせていただきます。少し角度が違いますので重なることはないというふうに思うんですが、私の質問は大体10分弱ぐらいで終わりますので時間は余るかというふうに思いますけれども、この件につきましては、私は昨年10月13日に行われました予算決算常任委員会の総括質疑において、その関連となる質問を植田総務部長にさせていただいたところでありますが、今回の三重県住宅供給公社の解散に当たっては、そのときにも指摘をさせていただきましたとおり、その前提として、公社と県民との間で交わされた契約や約定関係の解消が必要となると考える1人でございます。

具体的には、いまだ解決をしていない四日市市の高見台における高見台汚水処理施設維持管理業務が残っており、この問題の解決を抜きにしては、公社の最終的な解散はできないと考えております。

そこで改めて伺いますが、この住宅供給公社の完全なる解散、これを消滅と言っているのかどうかわかりませんが、清算業務も含めての解散には、今回の解散議決、そして、その後の国土交通大臣への解散認可申請及び許可、また、清算法人による清算業務等、これらの一連の流れと並行して、四日市市の高見台における汚水処理施設維持管理業務の県及び公社と当該住民との円満な問題の解決が必要と考えますが、今回の解散議決の審査に当たり、その具体的な計画及び方向性について、当該住民が求めている公共施設への接続、移管等も含め、県はどのように考えているのか、そのお考えを確認したいと思います。御答弁をよろしくお願いいたします。

県土整備部理事（廣田 実） 住宅供給公社の解散に伴いまして課題となっております四日市市の高見台に係ります汚水処理施設の管理業務でございますが、昨年10月の第2回の定例会におきましても、地元住民の方々から陳情もいただき、また、執行部にもいただいております。

その内容について対応等検討をしまいいりましたところ、地元の意向でご

ございます下水道への接続の方向で一定のめどがつかしましたので、今回、三重県住宅供給公社の解散議決を求めるものでございます。

なお、国の解散認可を受けた後におきましても、当該公社の当面の業務につきましては清算業務に移行するということになりまますことから、汚水処理に係ります維持管理につきましても清算法人におきまして、早期解決に向けて誠意を持って事に当たりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

23番（中川康洋） ありがとうございます。

先ほど廣田理事から御答弁をいただき、その内容において下水道への接続の方向のめどがついたゆえに、今回の解散の議決を議会に提案したところであるというところの御答弁をいただいたのかというふうに思っております。

基本的にはこの答弁をいただければ、我々議員としてはこの解散の議決に参加することがあっていいのかなというふうに思いますけれども、解散の議決をして、解散の認可、申請認可、清算業務とあって、それと並行して行うべき今回の高見台の問題について、やっぱり途中で方向が変わってできなくなりました、済みませんという話になっては、これ、議会の議決をさかのぼってやっぱりなしだということにはできませんので、そういったことはありませんねということを改めて確認したいと思います。いま一度御答弁をお願いします。

県土整備部理事（廣田 実） 今申されましたように、戻ることのないように精いっぱいやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

23番（中川康洋） ありがとうございます。

三重県において、県土整備部の廣田理事の答弁並びに話は非常に重い言葉であるというふうに日ごろから聞いておりますので、その言葉を信じたいというふうに思っております。

あとは、所管の委員会での詳細審査をお願いし、不明な点をただすという

意味からの議案質疑を終わらせていただきます。

大変にありがとうございました。（拍手）

副議長（中村進一） 40番 日沖正信議員。

〔40番 日沖正信議員登壇・拍手〕

40番（日沖正信） 新政みえの日沖正信でございます。今日最後の質疑の登壇者とならせていただきますが、私も質疑に先立ちまして、台風12号の甚大な水害で亡くなられた方に改めて御冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様には心からお見舞いを申し上げますというふうに思います。

実は先日、紀宝町のほうへボランティアに参加させていただく機会があったんですけども、やはり側から見せていただいておりますよりもボランティアに参加させていただいてよくわかったんですけども、大災害に遭った後の生活再建というものに対して、本当に甚大なエネルギーが必要だなと。ひとり暮らしの80歳前後の男性の方でしたけれども、やはりあの地域、高齢化も進んでおりますので、ひとり暮らしの高齢者の方のうちへ私は手伝いにお邪魔させていただいたんですけども、黙々と1人で生活再建を図っておられて本当にお気の毒な感じもしたんですけども、本当にエネルギーが必要なんだなということを実感させていただきましたので、ぜひ再建に向けて、皆さんの生活再建に向けて、国や関係自治体の方々と連携を図っていただいて、改めて復興、復旧に向けて努力をお願いしたいということをお場で改めて申し添えさせていただきたいと思います。また、実は北のほうでも、我々地元の員弁地域とか、また、四日市の北部の産業や生活を支えております三岐鉄道も、実はいまだ一部鉄橋が不通になっておりまして、バスの代行運転とかしております。大変生活にも支障を来しております。このようなところにも気を配っていただければなというふうに、これも添えさせていただきたいというふうに思います。

それでは、議案の質疑に入らせていただきますけれども、私は議案第6号に関して質疑をしたいというふうに思います。

議案第6号副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案に

よりまして、今回は、公立学校の校長、教頭、事務長の給料を1年9カ月にわたり月額100分の8減じようとする事について、いまだ当事者の理解が余り得られないまま推移しているようなことが聞かれますので、このことについて、現状の認識と、これまでに、理解を求め、合意を得るべく丁寧で明確な説明が十分になされたと考えておられるのかをお伺いし、必要ならばさらなる努力をこの質問を通して求めていきたいなど、このように考えております。

今回の減額措置を行う条例改正は、さきの6月に副知事以下幹部職員の減額を求める際と同趣旨で、東日本大震災に係る復興支援、被害を受けた県内産業への支援、緊急に取り組むべき防災対策等の課題に対応するため、県の厳しい財政状況を考慮し、公立学校の管理職にも一定期間給与カットを適用するものでありますが、知事部局並びに教育委員会事務局管理職の減給措置で先例が既にあるとはいえども、やはり特例的に大幅な給与カットを今回も強いることでありますので、今回の対象者となる学校職員の方々にもやはり改めて理解と合意を得るべく、順を追った丁寧な努力がなされることが当然のことと考えております。

県教委は今回の条例改正に際しまして、市町教育長会、また、小・中学校の校長会、そして教頭会などで説明をされてこられたとのことを聞いておりますけれども、やはりこれまでにない大幅な異例な減額策でありますので、関係者からはその場で様々な質問や要望があったように聞かせていただいております。

少し聞かせていただいた内容の一端を披露しますと、例えば、幾ら管理職といえども、生活に大きく影響を及ぼすような多額な減額を強いる手段となりますので、なぜこのような手段をとったのかとか、なぜ8%なのか、その根拠は、例えば6%ではだめだったのかとか、管理職でも家庭の生活があり、まず我が家を守ることが大事なので、生活に照らして現実的にどれほどが協力ができるかなど、もっと事前の話し合いを聞かせていただける猶予がなぜなかったのかとか、どうしても必要となる総額は一体幾らで、学校幹部職員

でそのどれだけを担うことになるのかとか、また、これからのこととして、せめて、自分たちが捻出させていただくとして、その捻出したお金がどんなところに使われているのか、使われたのか、大まかな話は聞かせていただいていたようでございますけれども、その大まかな話だけではなくて、具体的にはっきりとした結果が自分たちで確かめられて、そして、その協力が報われた実感ができるような丁寧な報告が後々においても欲しい、そういうような、一端でございますけど、いろんな意見が出ていたように聞かせていただいております。

もちろん、これを一つずつ今日この機会に答えていただきたいということではございませんけれども、一端として披露させていただいたわけですが、しかし、このような意見が出ていたわけでございますけれども、説明に行っていたいただいた県側としては、戻って報告はすると言いつつも、知事部局で決まってきたことの報告を徹底することが主であったようでございまして、時間もあらかじめ決められた少ないものでありまして、説明会は複数回あったにしても、とても相互理解を得るとか合意形成を図るとかというようなことにはなっていないからでございますので、私は今回も少し不安に思わせていただいております。

小・中学校職員の服務監督を行う立場の市町の教育長会においても、モチベーションの低下につながるかの不安も含めながら批判が続出して、もっと丁寧な対応を求める意見がほとんどであったとも聞かせていただいております。

今回のことについては、事前に合意を図るための話し合い的な場は全くなく、唐突で一方的であるとか、震災復興、緊急防災対策など、緊急事態における知事の姿勢はもちろん理解をさせていただきますけれども、事業などの見直しよりも先にまず人件費カットという安易な方法になぜ頼ったのかなど、今回もまた現状は依然としてやり場のないわだかまりがぬぐえないまま推移しているように、我々としては感じさせていただいております。

私は当然、このままの状況ではいけないというふうに思っております。知

事も御自身が決定し施策を進められる過程においては神経も使われておられることと存じますので、現場の状況がある程度お聞きになられていると思いますけれども、実際にこのような状況でよろしいのでしょうか。

さきの6月会議における管理職の減給措置の際に、合意形成が不十分なのはとの予算決算常任委員会の場における私の質疑に対しまして、知事は率直に、職員の皆さんに対する説明について、これは、私は現時点で十分理解が得られたというふうに思っておりません、引き続き丁寧な説明が必要であるというふうに考えております、ですので、これからも説明を続けながら御理解をいただき進めていきたいというふうに考えておりますと、こういうふうに答えていただきました。

その教訓を踏まえていただいたのならば、続く第2弾のときにはもう少し事前に、もちろん給与カットということはもろ手を上げて喜んでいただくということにはなることはございませんけれども、せめて、やはり事前にできる限り誠心誠意、ともにこの厳しい時代を進んでいくことを手伝ってくださいということで、心からお互い協力し合おうという環境づくりに丁寧に取り組んでいただけたらなというふうに思ったんですけれども、今申し上げた現状をどのように今回とらえられて感じられておるのか、知事にお答えを願いたく存じます。

そして、また、引き続き理解を求める努力がやはりいまだ必要だなということを感じていただくのならば、その手段なり方法なり、教育長の考え方も交えてお答えもいただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

知事（鈴木英敬） 東日本大震災を受けまして、今、議員の御質問にもありましたけれども、本県においても、東日本への復興支援策、あと、被害を受けた県内産業への支援、さらには緊急で取り組むべき防災対策、こういうものが必要となっております。

その上、本県の厳しい財政状況を考慮し、財源確保のために知事部局等の特別職や管理職員の給与抑制を7月から実施しているところであります。公

立学校の管理職員の皆様についても、知事部局等の管理職員と同様に、今般、特例的に給与抑制を行うものであります。これらの給与抑制により財源を確保し、既存施設の緊急総点検、避難所や避難路等の整備への支援、住宅や県立学校の耐震化対策等を進めてまいりたいと考えております。

そして、先ほど丁寧な説明ということについて、議員より御質問いただきました。特に、どういうところに、どういう対策にお金を使うのかというものが具体的に説明できていなかった部分もあります。それがより具体的にってきている部分もございますので、先ほど後々においてもというお話ありましたけれども、どういうことにごいただいた給与抑制の分を財源としてどういう対策をとるのかということについて、しっかりと引き続き丁寧に説明をしていきたいと思っております。

なお、質問の前におっしゃっていただいた三岐鉄道の件については、国の要望の中の項目に入れておりますので、一日も早い復旧に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

教育長（真伏秀樹） 少し知事の答弁を補足させていただきたいと思っております。

教育委員会といたしましても、給与抑制措置を公立学校の管理職員を対象とするに当たりまして、その趣旨を丁寧に説明する必要があるというふうに考えまして、それぞれ小・中学校の校長会、それから、県立学校、高校のほうの校長会、それから、あと、教頭会、事務長会等いろいろございますので、そういう役員会ですとか総会ですとか研修会等、いろんな場を活用させていただきまして、6月以降延べ16回にわたって内容についての説明をしてきたところでございます。

特に、市町の組織でございます小・中学校の管理職員につきましては、市町等の教育長会議のほうで説明をした上で、その際にもいろいろ要望がございましたので、県内8地区での説明会を行ってきたところでございます。説明に当たりましては、今回の給与抑制が、一つは東日本大震災に係ります復興支援、それと、二つ目には県内水産業への支援、三つ目といたしまして県内の防災対策を実施するために特例的に実施されるものであること、その際、

学校の防災教育でございますとか、それから、防災機能の強化等にも充実をしていく方向であることについても説明をしてきたところでございます。

6月会議でも予算を計上させていただいておりますし、それから、今回も補正予算を上げさせていただいておりますので、こうした内容につきまして、改めて市町等の教育長会議等を通じまして周知をさせていただきたいと思っております。その中で、より一層理解を得ていきたいというふうに思っております。

〔40番 日沖正信議員登壇〕

40番（日沖正信） もう時間が限られておりますので改めての質問は控えさせていただきますけれども、私はこの話を改めての質疑でさせていただきましたのは、決して減額自体がすべてがノーなんだというわがままな話の披露をさせていただいたつもりじゃないんです。

ともにもこういうときを乗り越えていこうという、その環境づくりをきちっとしていただきたい。そして、できる限りともに理解し合って、知事と職員というのは一つの家庭の親子と一緒にだと私は思っておりますので、ともに進む環境をぜひとも、これからも粘り強く築いていっていただきたいですし、話もある程度お互い双方向の話も聞いていただきながら進めていっていただきたいということを改めてもう一度要望させていただきまして、この質疑を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

副議長（中村進一） 以上で、議案第1号から議案第21号まで並びに認定第1号から認定第4号までに関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

副議長（中村進一） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第21号まで並びに認定第1号から認定第4号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（中村進一） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表
-----------

政策総務常任委員会

議案番号	件 名
16	財産の取得について

防災農水商工常任委員会

議案番号	件 名
4	みえの観光振興に関する条例案
12	工事請負契約について（三重県防災通信ネットワーク更新工事（衛星系））

生活文化環境森林常任委員会

議案番号	件 名
13	製造委託契約について（新三重県立博物館（仮称）展示製作及び施工業務委託）

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
9	三重県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例案
19	地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標について

県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
10	三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例案
14	工事請負契約について（主要地方道一志美杉線（矢頭峠バイパス）道路改良（矢頭峠トンネル（仮称）工事）
15	工事請負契約の変更について（二級河川百々川基幹河川改修工事（防潮水門下部工））
20	県道の路線廃止について
21	三重県住宅供給公社の解散について

教育警察常任委員会

議案番号	件名
5	三重県スポーツ推進審議会条例案
11	三重県文化財保護条例の一部を改正する条例案
17	財産の取得について
18	訴えの提起（和解を含む。）について

予算決算常任委員会

議案番号	件名
1	平成23年度三重県一般会計補正予算（第5号）
2	平成23年度三重県一般会計補正予算（第6号）
3	平成23年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）
6	副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

7	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
8	三重県県税条例の一部を改正する条例案

認定番号	件名
1	平成22年度三重県水道事業決算
2	平成22年度三重県工業用水道事業決算
3	平成22年度三重県電気事業決算
4	平成22年度三重県病院事業決算

### 先議議案の審査期限

副議長（中村進一） この際、お諮りいたします。議案第1号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、9月21日までに審査を終えるよう、期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（中村進一） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

### 休 会

副議長（中村進一） お諮りいたします。明21日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（中村進一） 御異議なしと認め、明21日は休会とすることに決定いたしました。

9月22日は定刻より県政に対する質問を行います。

散

会

副議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午後 2 時 22 分散会